

第3回広見町・日吉村合併協議会

参 考 資 料

日 時：平成16年3月9日（火）午後2時～

場 所：広見町民会館 3階大会議室

参考資料一覧

(継続協議)

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|-----|
| 1 | 協議第 3 号 | 新町の名称 | P 1 |
| 2 | 協議第 6 号 | 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて | P 2 |

(新規協議)

- | | | | |
|----|----------|---------------------------|-------|
| 3 | 協議第 19 号 | 使用料、手数料の取扱いについて | P 7 |
| 4 | 協議第 20 号 | 各種事務事業（議会業務）の取扱いについて | P 2 5 |
| 5 | 協議第 21 号 | 各種事務事業（企画業務）の取扱いについて | P 2 6 |
| 6 | 協議第 22 号 | 各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて | P 2 9 |
| 7 | 協議第 23 号 | 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて | P 3 0 |
| 8 | 協議第 24 号 | 各種事務事業（電算業務）の取扱いについて | P 3 1 |
| 9 | 協議第 25 号 | 各種事務事業（税務業務）の取扱いについて | P 3 2 |
| 10 | 協議第 26 号 | 各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて | P 3 3 |
| 11 | 協議第 27 号 | 各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて | P 3 4 |
| 12 | 協議第 28 号 | 各種事務事業（林業業務）の取扱いについて | P 3 5 |
| 13 | 協議第 29 号 | 各種事務事業（水産業務）の取扱いについて | P 3 6 |
| 14 | 協議第 30 号 | 各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて | P 3 7 |
| 15 | 協議第 31 号 | 各種事務事業（建設業務）の取扱いについて | P 3 9 |
| 16 | 協議第 33 号 | 各種事務事業（水道業務）の取扱いについて | P 4 1 |
| 17 | 協議第 34 号 | 各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて | P 4 2 |
| 18 | 協議第 35 号 | 各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて | P 4 3 |
| 19 | 協議第 36 号 | 各種事務事業（国保業務）の取扱いについて | P 4 4 |
| 20 | 協議第 37 号 | 各種事務事業（年金業務）の取扱いについて | P 4 7 |
| 21 | 協議第 38 号 | 各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて | P 4 8 |
| 22 | 協議第 39 号 | 各種事務事業（保険業務）の取扱いについて | P 4 9 |
| 23 | 協議第 40 号 | 各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて | P 5 1 |
| 24 | 協議第 41 号 | 各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて | P 5 3 |
| 25 | 協議第 43 号 | 各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて | P 5 4 |
| 26 | 協議第 44 号 | 各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて | P 5 6 |
| 27 | 協議第 45 号 | 各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて | P 5 7 |
| 28 | 協議第 46 号 | 各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて | P 6 0 |
| 29 | 協議第 47 号 | 各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて | P 6 2 |
| 31 | 協議第 48 号 | 各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて | P 6 3 |

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	新町の名称	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等 合併協議会事務局
基本調整方針			調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	先進事例		備考
<p>新設合併（対等合併）の場合は、2町村とも廃されるので、新しい町の名称を決める必要がある。</p> <p>【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p>○近年の先例地の状況</p> <p>新設合併</p> <p>ひたちなか市（H6. 11. 1）：勝田市、那珂湊市 公募 小委員会（12人）で1候補を選定（6か月間）</p> <p>あきる野市（H7. 9. 1）：秋川市、五日市町 小委員会（6人）で結論が出ず協議会にて協議（4か月間）</p> <p>篠山市（H11. 4. 1）：篠山町、西紀町、丹南町、今田町 公募（篠山を入れた名前でアイデア募集） 小委員会（12人）で1候補を選定（7か月間）</p> <p>西東京市（H13. 1. 21）：田無市、保谷市 公募 選定小委員会（8人）で10候補を選定（10か月間） 協議会で5候補を選定 住民アンケートで最終選定</p> <p>さいたま市（H13. 5. 1）：浦和市、大宮市、与野市 任意の合併協議会で確認 公募 検討委員会（19人）で5候補を選定 小委員会（10人）で1候補を選定（23か月間）</p> <p>さぬき市（H14. 4. 1）：津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 公募の中から各町10の候補を選出 協議会で1候補を選定</p> <p>あさぎり町（H15. 4. 1）：上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 公募 選定小委員会（10人）で4候補を選定（2か月間） 協議会で1候補を選定</p> <p>東かがわ市（H15. 4. 1）：引田町、白鳥町、大内町 公募 選定小委員会（12人）で10候補を選定（4か月間） 協議会で1候補を選定</p>		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>市町村の合併が行われると、新設合併であれば、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うこととなります。しかし、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べ大幅に減少する機会が多いことから、激変緩和のために、合併特例法において、定数又は在任の特例が認められています。</p> <p>特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。</p> <p>また、決定されたことについては、合併後に変更することはできないとされています。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） （市町村の議員の定数） 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (1)～(3)（略） (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人 (5)～(11)（略） 3～6（略） 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号） （議会の議員の定数に関する特例） 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。 2～7（略） 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>		<p>○篠山市（H11.4.1合併） 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>○さぬき市（H14.4.1合併） 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>○あさぎり町（H15.4.1合併予定） 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。</p> <p>○東宇和・三瓶合併協議会（H16.4.1合併予定） 1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、31人とする。 2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。 明浜町の区域 4人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 7人 城川町の区域 4人 三瓶町の区域 6人 3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>

留意事項	根拠法令	先進事例
	<p>(議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>① 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>② 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p> <p>3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。</p> <p>4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。</p> <p>公職選挙法 (昭和25年法律第100号) (地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条 1～5 (略)</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市 (以下「指定都市」という。) については、区の区域をもつて選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院 (小選挙区選出) 議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</p> <p>第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>	<p>○南宇和合併協議会 (H16.10.1合併予定)</p> <p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。報酬等については、5町村の長が別に協議して合併時まで調整する。</p> <p>○上島合併協議会 (H16.10.1合併予定)</p> <p>合併特例法は適用しない。</p> <p>なお、選挙区を設けることについては検討する。</p>

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	2 新町議会議員の定数は、16人とする。	調整方針確認日	
	3 選挙区については、1選挙区とする。		
	4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。	平成 年 月 日	
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>合併の際には、合併特例法第6条及び第7条の規定により、合併関係市町村の協議により、議員の定数や在任に関する特例を適用することができますが、第6条第1項ただし書き及び第7条第1項ただし書きでは、議員がすべてなくなったとき、あるいは議員に欠員が生じたときは、地方自治法第91条の規定による定数に復帰する、あるいはその定数まで減少するとされています。</p> <p>平成15年1月1日から施行された地方自治法の改正前は「地方自治法第91条の規定による定数」とは法律上の定数を指していましたが、この改正により「議員の定数は、条例で定める。」ことになりましたので、合併後の市町村が特例の適用期間を経過した後に適用する定数を定めておく必要があります。</p> <p>つまり、議員の定数や在任の特例を適用する場合には、合併特例法の規定による特例定数と地方自治法第91条の規定による特例の適用期間を経過した後に適用する定数の双方を合併前に定めておく必要があるわけです。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） （市町村の議員の定数） 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人 (5)～(11) (略) 3～6 (略) 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは<u>設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</u> 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号） （議会の議員の在任に関する特例） 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。<u>この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</u> ① 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 ② 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間 2～4 略</p>		

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）	関係項目	先進事例
留意事項	根拠法令		
<p>新設合併の場合、合併前に条例を制定することができませんので、改正後の地方自治法第91条第7項から第10項に市町村の配置分合の際の特例の適用期間経過後に適用する定数の決定手続が規定されています。</p> <p>この規定では、</p> <p>①設置関係市町村（合併特例法でいう合併関係市町村）の議会の議決を経て（第10項）</p> <p>②設置関係市町村の協議により定数を定め（第7項）</p> <p>③直ちに告示をする（第8項）</p> <p>こととされていますが、この手続は、合併特例法に定められている特例を適用する際の手続とは別個のもので、必ずしも合併特例法に基づく手続と同時に完了する必要はありませんし、合併協議会の中で協議しなければならないものでもありません。</p> <p>しかし、議員の定数は合併後の市町村の根幹に関わる問題ですので、特例適用の是非と合わせて、合併協議会の中で協議することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、この手続により告示された定数は、「第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす」とされていることから、合併後の市町村において改めて条例で定める必要はなく、合併後に定数を変更する場合に新たに条例を制定することになります。</p>	<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）</p> <p>（選挙の単位）</p> <p>第12条 1～3 略</p> <p>4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。</p> <p>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p>第15条 1～5（略）</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</p> <p>第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>公職選挙法施行令</p> <p>（人口の定義）</p> <p>第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によって都道府県知事が告示した人口による。</p>		

協 議 項 目		町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）			関 係 項 目																					
具体項目		現 況			合 計	備 考																				
		広見町	日吉村																							
議員定数	法定数	22人	12人		34人	新町議会議員の定数は、16人とする。																				
	条例	18人	10人		28人																					
	現状	18人	10人		28人																					
選挙区	選挙区数	1	1			選挙区については、1選挙区とする。																				
	区域	広見町の区域	日吉村の区域																							
議員報酬 (月額) (H15.4.1)	議長	240,000円	218,000円			新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。																				
	副議長	188,000円	171,000円																							
	議員	173,000円	161,000円																							
※参考 選挙区を2 つとした場 合の選挙区 ごとの定数	国勢調査人口	11,147人	1,933人		13,080人																					
	人口比 例議員 数	自治法 定 数	18.75人	3.25人			22人																			
		人口類 似団体	13.64人	2.36人			16人																			
		参 考	11.93人	2.07人			14人																			
人口同規模団体の議員定数 (平成15年1月1日現在)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>人口 (H12 国勢調査)</th> <th>議員数 (法定)</th> <th>条例</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹原町</td> <td>13,644人</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>吉田町</td> <td>13,001人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>津島町</td> <td>13,863人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>					団体名	人口 (H12 国勢調査)	議員数 (法定)	条例	現員	丹原町	13,644人	22	16	16	吉田町	13,001人	22	18	15	津島町	13,863人	22	18	16
団体名	人口 (H12 国勢調査)	議員数 (法定)	条例	現員																						
丹原町	13,644人	22	16	16																						
吉田町	13,001人	22	18	15																						
津島町	13,863人	22	18	16																						

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	使用料・手数料の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等	手数料、施設等使用料、水道使用料	担当部会名等	総務部会
基本調整方針	1 事務手数料等については、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則から合併時に統一する。 2 施設等使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、類似する施設の使用料については、新町において引き続き検討する。 3 水道料金については、現行どおりの料金体系とし、日吉村にある小規模水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。 4 水道加入金については、広見町の例による。 5 水道業務に係る手数料については、合併時に統一を図る。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>合併関係市町村間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。</p> <p>なお、使用料や手数料については条例等で定められているので、合併の場合において、従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。</p> <p>これらの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） （使用料） 第225条 普通地方公共団体は、<u>第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産】 （公有財産の範囲及び分類） 第238条 1～2（略） 3 行政財産とは、普通地方公共団体において<u>公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（中略）をいう。</u></p> <p>【公用に供する財産】 地方公共団体はその事務又は事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする公有財産をいう。例：町村役場、議事堂、研究所等。</p> <p>【公共の用に供する財産】 住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする公有財産をいう。例：道路、病院、学校、公園等の敷地及び建物等。</p> <p>（行政財産の管理及び処分） 第238条の4 1～3（略） 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> </div> <p>（旧慣使用の使用料及び加入金） 第226条 市町村は、<u>第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（旧慣による公有財産の使用） 第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者がいるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。 2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者がいるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。</p> </div> <p>（手数料） 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p>	<p>○さぬき市(H14.4.1合併) 使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p> <p>○あさぎり町(H15.4.1合併) 手数料の取扱い 原則として、現行のとおりとする。 (1) 手数料については、明記されている町村の例により現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は設けない。 (2) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。 (3) 優良住宅造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び良質住宅新築認定手数料は須恵村の例による。（新町において調整する。）</p> <p>施設等使用料の取扱い 施設使用料について、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その手数料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 ただし、新町において住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。 (1) 町村営住宅、特定公共賃貸住宅の賃借料については、現行のとおりとする。 (2) 公有地貸付料については、合併時に固定資産評価額を基に貸付率を調整し定める。</p> <p>調整の具体的内容 合併時に現行の貸付料を考慮し、固定資産評価額を基に貸し付け率を調整し定める。なお、特別な事情において減額等が必要な状況を考慮し「町長が必要と認める場合は、減額できる」旨の条文を条例及び規則に規定する。</p> <p>保育料の取扱い</p>	

	<p>(分担金等に関する規制及び罰則)</p> <p>第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料については全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならない。（以下略）</p>	<p>国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。</p> <p>○東宇和・三瓶町合併協議会</p> <p>1 使用料については、新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、5 町間で同一又は類似の施設の使用料については、合併時に統一するよう努めるものとする。</p> <p>2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一するよう努めるものとする。</p> <p>3 差異の著しいものや事情により調整が困難なものについては、当分の間現行のとおりとする。</p> <p>○南宇和合併協議会 (H16. 10. 1 合併予定)</p> <p>手数料（その1）については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。</p> <p>施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。</p>
--	--	---

事務手数料の種類	現 況		具体的調整案	
	広 見 町	日 吉 村		
総務人事業務				
1. 複写機手数料	B 5 版	1 枚につき 5 0 円	1 枚につき 1 5 円	1 枚につき 5 0 円
	B 4 版	1 枚につき 5 0 円	1 枚につき 1 5 円	1 枚につき 5 0 円
	A 4 版	1 枚につき 5 0 円	1 枚につき 1 5 円	1 枚につき 5 0 円
	A 3 版	1 枚につき 5 0 円	1 枚につき 1 5 円	1 枚につき 5 0 円
2. 認可地縁団体に関する証明手数料		1 件につき 2 0 0 円	—	1 件につき 2 0 0 円
3. 認可地縁団体印鑑証明書手数料		1 件につき 2 0 0 円	—	1 件につき 2 0 0 円
税務業務				
4. 土地、家屋に関する証明手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
	(土地、家屋に関する証明 5 筆又は 5 棟を超えるごとの加算)	2 0 円	(土地、家屋に関する証明 5 筆又は 5 棟を超えるごとの加算) —	(土地、家屋に関する証明 5 筆又は 5 棟を超えるごとの加算) 2 0 円
5. 租税、公課に関する証明手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
	(公課に関する証明 1 税目をもって 1 件とし、2 税目以上は 1 税目を超すごとに加算)	2 0 円	(土地、家屋に関する証明 5 筆又は 5 棟を超えるごとの加算) —	(公課に関する証明 1 税目をもって 1 件とし、2 税目以上は 1 税目を超すごとに加算) 2 0 円
6. 固定資産課税台帳登載証明手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
7. 仮の固定資産評価価格証明手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
8. 住宅用家屋証明手数料		1 件につき 1, 0 0 0 円	—	1 件につき 1, 0 0 0 円
9. 公簿、公文書及び図面の閲覧又は照合手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
10. 公簿、公文書及び図面の謄抄本複写交付手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
11. 地籍図複写交付手数料 (謄本)		1 枚につき 4 0 0 円	1 枚につき 3 0 0 円	1 枚につき 4 0 0 円
12. 地籍図複写交付手数料 (抄本)		1 枚につき 2 0 0 円	1 枚につき 3 0 0 円	1 枚につき 2 0 0 円
13. 地籍図集成図複写交付手数料 (謄本)		1 枚につき 4 0 0 円	1 枚につき 5 0 0 円	1 枚につき 4 0 0 円
14. 地籍図集成図複写交付手数料 (抄本)		1 枚につき 2 0 0 円	1 枚につき 5 0 0 円	1 枚につき 2 0 0 円
15. 地籍図根多角点網図複写交付手数料 (謄本)		1 枚につき 4 0 0 円	1 枚につき 1 5 円	1 枚につき 4 0 0 円
16. 地籍図根多角点網図複写交付手数料 (抄本)		1 枚につき 2 0 0 円	1 枚につき 1 5 円	1 枚につき 2 0 0 円
17. 法人に関する証明手数料		—	—	—
18. 臨時運行許可申請手数料		1 両につき 7 5 0 円	—	1 両につき 7 5 0 円
19. その他の証明手数料		1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円

事務手数料の種類	現 況		具体的調整案
	広 見 町	日 吉 村	
20. 督促手数料	1 通につき 1 0 0 円	1 通につき 8 0 円	1 通につき 1 0 0 円
選挙管理委員会業務			
21. 選挙人名簿抄本複写交付手数料	1 枚につき 5 0 円	1 冊につき 2, 0 0 0 円	1 枚につき 5 0 円
林業業務			
22. 鳥獣飼養許可手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1 世帯 1 羽につき 3, 4 0 0 円	1 世帯 1 羽につき 3, 4 0 0 円	1 世帯 1 羽につき 3, 4 0 0 円
農業委員会業務			
23. 農地法による農地又は採草放牧地の所有権の移転諸権利の設定、移転、農地の転用並びに貸借権の解除、解約その他農地法による諸手続並びに手続き上の農地の分割、実測に対する手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
戸籍住民業務			
24. 戸籍の謄抄本手数料	1 通につき 4 5 0 円	1 通につき 4 5 0 円	1 通につき 4 5 0 円
25. 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき 3 5 0 円	1 件につき 3 5 0 円	1 件につき 3 5 0 円
26. 除籍の謄抄本手数料	1 通につき 7 5 0 円	1 通につき 7 5 0 円	1 通につき 7 5 0 円
27. 除籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき 4 5 0 円	1 件につき 4 5 0 円	1 件につき 4 5 0 円
28. 届出・申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明書手数料	1 通につき 3 5 0 円	1 通につき 3 5 0 円	1 通につき 3 5 0 円
29. 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	1 通につき 1, 4 0 0 円	1 通につき 1, 4 0 0 円	1 通につき 1, 4 0 0 円
30. 戸籍の附票に関する写しの交付手数料	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円
31. 届書その他の書類の閲覧手数料	1 件につき 3 5 0 円	1 件につき 3 5 0 円	1 件につき 3 5 0 円
32. 住民基本台帳の閲覧手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
33. 住民票の写しの交付手数料	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円
34. 住民票の記載事項の証明書手数料	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円
35. 外国人登録済証明書手数料	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円	1 通につき 2 0 0 円
36. 印鑑登録証明手数料	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円	1 件につき 2 0 0 円
37. 印鑑登録証の交付手数料	1 件につき 3 0 0 円	—	1 件につき 3 0 0 円
介護保険業務			
38. 介護保険料納付証明書手数料	1 件につき 2 0 0 円	—	1 件につき 2 0 0 円

事務手数料の種類	現況		具体的調整案
	広見町	日吉村	
39. 指定居宅介護支援手数料	1件につき 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）により算出した額	—	1件につき 200円
環境衛生業務			
40. 犬の登録手数料	1件につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1件につき 3,000円
41. 狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	1頭につき 550円	1件につき 550円
42. 犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	1,600円	1件につき 1,600円
43. 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円
診療所業務			
44. 普通診断書	1件につき 520円	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円
45. 死亡診断書	1件につき 520円	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円
46. 死体検案書	1件につき 520円	1件につき 1,050円	1件につき 3,150円
47. 身体検査書	1件につき 520円	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円
48. 理容師免許用診断書	1組につき 1,050円	1組につき 2,100円	1組につき 1,050円
49. 猟銃所持申請用診断書	1組につき 1,050円	1組につき 2,100円	1組につき 1,050円
50. 警察及び裁判所用診断書	1組につき 2,100円	1組につき 4,200円	1組につき 3,150円
51. 特別死体検案書	1件につき 3,150円	1件につき 5,250円	削除 —
52. 生命保険用死亡診断書	1件につき 3,150円	1件につき 5,250円	1件につき 5,250円
53. 身体障害者手帳交付用診断書	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円
54. 年金用診断書	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円	1件につき 3,150円
55. その他の証明	1件につき 300円	1件につき 1,050円	1件につき 1,050円
56. 往診時自動車使用料	1回（1kmまで） 200円	4km以内1回につき 500円	5km以内片道 500円
	1kmを超える毎に 70円加算	4km以上1回につき 800円	5km以上片道 800円

関係業務	施設の状況		具体的調整方針
	広見町	日吉村	
農政業務	広見町就業改善センター（泉公民館） 愛治基幹集落センター（愛治公民館） 広見町総合開発センター（好藤公民館）		<p>施設等使用料については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>ただし、類似する施設については、建築の経緯、利用状況等を十分に勘案し、使用料について、新町において引き続き検討する。</p>
観光業務	成川溪谷休養センター 成川溪谷簡易宿泊施設 成川キャンプ場	節安山岳レクリエーション施設	
建設業務	公営住宅 特定公共賃貸住宅 小集落改良住宅	公営住宅 特定公共賃貸住宅 若者定住促進住宅 厚生住宅	
社会福祉業務 （高齢者福祉業務）	広見町老人保養センター 広見町総合福祉センター	日吉村中央集会所（浴場）	
環境衛生業務	広見斎場（宇和島地区広域事務組合）	日吉村火葬場	
学校教育業務	教職員住宅	教職員住宅	
社会教育業務	広見町民会館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館	日吉村住民センター 袖野集会所	
社会体育業務	広見体育センター 愛治体育館 近永小学校第2グラウンド 好藤小学校グラウンド 三島グラウンド 泉小学校グラウンド 広見町B&G海洋センター	農林業者トレーニングセンター 上鍵山農村広場 富母里施設	
文化芸術業務		文化の里・明星ヶ丘施設	

関係業務	施設 の 状 況						
	広 見 町				日 吉 村		
農政業務	・ 広見町就業改善センター使用料金表						
	階	室 名	基本料金		追加料金		備 考
		昼間	夜間	昼間	夜間		
1	集 会 室	円 600	円 800	円 100	円 50	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする額 (2)追加使用料は、超加時間1時間ごとに加算する。 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を加算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間は4月～9月は午後6時から10月～3月は午後5時からとする。	
	職 業 訓 練 実 習 室	600	800	100	150		
	調理実習室	1,000	1,500	150	200		
	就業改 善相談 室	半分	600	800	100		150
		通し	1,000	1,500	200		300
2	産 業 就 業 研 修 室	1,800	2,300	200	300		
	保健相談室	600	800	100	150		
	技術経 営相談 室	半分	600	800	100		150
		通し	1,000	1,500	200		300
・ 愛治基幹集落センター使用料金表							
階	室 名	基本料金		追加料金		備 考	
		昼間	夜間	昼間	夜間		
1	生活改善実習室	円 1,000	円 1,200	円 100	円 150	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする額 (2)追加使用料は、超加時間1時間ごとに加算する。 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を加算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間は4月～9月は午後6時から10月～3月は午後5時からとする。	
	相 談 室	600	800	100	150		
	農業経営研修室	1,000	1,200	150	200		
	教養娯楽室	600	800	100	150		
2	相 談 室	1,800	2,300	200	300		
	老 人 室	600	800	100	150		
	婦 人 室	600	800	100	150		

関係業務	施設 の 状 況					
	広 見 町		日 吉 村			
観光業務	・成川溪谷休養センター使用料					
	使用料の名称	区 分	単 位	金 額 (円)	備 考	
	施設使用料	宿泊	大人	1人1夜	3,800	1 宿泊する場合のみ徴収する。使用時間は午後4時から翌日午前10時迄とする。 2 寝具は貸与する。ただし、食事は含まない。
			小人	1人1夜	1,850	
		会議休憩等	休憩	和室6帖(1人4時間以内)	500	1 休憩等のため、午前10時から午後4時までの間使用する場合のみ徴収する。ただし、小人は半額とする。 2 使用の時間を延長した場合は1時間を増すごとに200円を加算徴収する。 3 冷暖房装置使用時間は200円を加算徴収する。
			会議等	和室10帖(1室1時間以内)	1,000	1 使用時間を延長した場合1時間を増すごとに500円を加算徴収する。
				和室10帖(1室1時間以内)	2,000	1 使用時間を延長した場合は1時間を増すごとに1,000円を加算徴収する。 2 冷暖房使用期間中は料金の50%を加算徴収する。
	宿泊		大広間1人1夜	2,500	1 宿泊のため使用する場合のみ徴収する。ただし、小人は半額とする。	
	・成川溪谷簡易宿泊施設使用料					
	使用料の名称	区 分	単 位	金 額	備 考	
施設	宿泊	1棟1夜	9,800	1 宿泊する場合のみ徴収する。使用時間は午後3時から翌日午前10時迄とする。 2 寝具は貸与する。ただし、食事は含まない。		
使用料	炊飯用具等	1式1夜	1,000	1 宿泊のため使用する場合のみ貸与する。		
宿泊時の食事料						
	食事料					
	朝食	夕食	計			
大人	700円	1,800円	2,500円			
小学校児童	700円	1,000円 1,500円	1,700円 2,300円			
幼児	実費					
(1) 特別な食事の注文の場合は時価額とする。						
・節安山岳レクリエーション施設使用料						
使用料の名称	区 分	単 位	金 額	備 考		
体験学習施設使用料	宿泊	大人	1人1夜	円 2,000	1 宿泊する場合のみ徴収する使用時間は、午後4時から翌日午前10時までとする。2 寝具は貸与する。ただし、食事は含まない。	
		小人	1人1夜	1,000		
	会議休憩等	休憩	多目的体験ホール及び実習室(1人4時間以内)	200	1 休憩のため、午前10時から午後4時までの間使用する場合のみ徴収する。ただし、小人は半額とする。 2 使用の時間を延長した場合は、1時間を増すごとに100円を加算徴収する	
		会議等団体	多目的体験ホール及び実習室(1団体4時間以内)	1,000	1 使用時間を延長した場合は1時間を増すごとに500円を加算徴収する。	
簡易宿泊施設使用料	休憩	1棟4時間以内	円 2,000	1 休憩等のため、午前10時から午後3時までの間使用する場合のみ徴収する。ただし、連泊で使用する場合は、徴収しない。		
	宿泊	1棟1夜	9,000	1 宿泊する場合のみ徴収する使用時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。 2 寝具は貸与する。ただし、食事は含まない。		
物品貸出料	ホットプレート	1台	500			
	バーベキュー台	1台	大200 小100			
多目的広場使用料	広場使用	1人	200	1 夜営の場合のみ徴収する。(テント持参)		
	テニス用具	1人1式	200	1 小人は半額とする。		
	テント用具	1張1夜	2,000			
区分		入園料				
施設名	大人	小中学生	団体割引			
りんごもぎとり	円 600	円 100	20人以上3割引			
椎茸もぎとり	200	100	〃			

関係業務	施 設 の 状 況		
	広 見 町	日 吉 村	
観光業務	・簡易宿泊施設（浴場棟）にかかる入浴料		
	対象区分	入浴料	備 考
	大人(1回)	300 円	中学生以上の者。ただし、次の者については半額とする。 ○町内の住民で70歳以上の者 ○成川地区住民（満20歳以上の者） ○町内の身体障害者（1級～6級）
	小人(1回)	150 円	3歳以上小学生以下の者
	使用料の減免率（休養センター）		
	種 類	減免率	
	30人以上の団体で宿泊する場合の室料	1割	
	20人以上の学生団体で宿泊する場合の室料	1割	
	6歳以上、12歳未満の者の室料	5割	
	6歳未満の乳幼児の室料	10割	
(1) 幼児団体（幼稚園、保育所）の使用については、使用者と協議のうえ有料とすることができる。			
・成川キャンプ場使用料（用具等貸出料）			
区 分	使用料の額		
テント 1張	1夜又は1日につき	300 円	
毛布 1枚	〃	20 円	
灯火 1灯	〃	50 円	
飯合 1ヶ	〃	50 円	
薪 1束	〃	30 円	
つり竿 1本	1回につき	200 円	

関係業務	施 設 の 状 況						
	広 見 町			日 吉 村			
建設業務	・ 公営住宅						
	団地名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数 (戸)	近傍同種家賃 (円)	平均家賃 (円)
	奈良	S32	簡易耐火平屋建	19.80	6	6,400	1,200
	今在家	H12	木造二階建	79.00	4	127,800	22,650
	小串	S34	木造平屋建	34.97	23	6,200	2,500
		S42	木造平屋建			8,400	4,311
		S46	簡易耐火平屋建			11,500	6,560
	栄町	S30	簡易耐火平屋建	29.70	12	7,200	1,100
		S31	簡易耐火二階建			9,500	7,880
	新町	S55	簡易耐火二階建	63.12	2	41,000	19,050
	国遠	S47~54	簡易耐火平屋建	53.75	84	22,496	8,348
		S56~61	簡易耐火二階建			49,605	22,421
		S62~H13	木造二階建			95,969	34,241
	沢松	S34	木造平屋建	28.05	2	6,000	1,700
	上岡	S29	木造平屋建	34.65	4	8,800	1,200
	上岡第二	H1	木造二階建	67.92	4	69,800	16,100
	小松	S32	木造平屋建	44.31	4	7,100	4,350
		S56	簡易耐火二階建			38,000	12,300
	三島	S32	木造平屋建	34.65	5	7,000	1,600
	下住	S30	木造平屋建	28.05	4	6,500	1,000
	小西野々	S29	木造平屋建	34.65	5	7,360	1,260
	芳組	S57	簡易耐火二階建	63.65	3	38,500	18,100
	出目	S28	木造平屋建	26.82	10	6,020	1,466
		S31	簡易耐火平屋建			7,566	3,033
	愛治中央	H8~12	木造二階建	79.97	12	126,916	27,763
	法師庵	S57	簡易耐火二階建	63.65	3	39,300	10,500
	内深田	S58	簡易耐火二階建	63.65	90	43,500	24,333
		S59	簡易耐火二階建			42,800	15,700
	・ 特定公共賃貸住宅						
	団地名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数 (戸)	家賃 (月額)	
	上岡第二	H6	木造二階建	89.67	2	33,000円	
	愛治中央	H8	木造二階建	87.64	10	39,000円	
	・ 公営住宅						
	団地名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数 (戸)	近傍同種家賃 (円)	平均家賃 (円)
	陽之地住宅	H13	木造二階建	151	3	120,100	38,000
	陽之地住宅	S49	簡易耐火平屋建		10	21,100	8,300
	峠住宅	S62	木造二階建	135	2	53,100	13,000
	植松住宅 (旧1種)	S53	簡易耐火二階建	184	15	34,900	15,500
	植松住宅 (旧2種)	S53	簡易耐火二階建		10	34,900	4,800
	植松住宅 (旧2種)	S54	簡易耐火二階建		15	35,400	12,900
	旧西村石油店住宅				1	家賃月額	3,600円
	・ 特定公共賃貸住宅						
	団地名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数 (戸)	家賃 (月額)	
	勝山	H11	木造二階建	207	5	38,000円	
	勝山	H11	木造平屋建		5	19,000円	

関係業務	施 設 の 状 況					
	広 見 町			日 吉 村		
建設業務	・小集落改良住宅					
	団地名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数 (戸)	家賃 (月額)
	内深田	S49	簡易耐火二階建	76.00	11	2,710 円
	畦	S49 ~52	簡易耐火二階建	51.86	15	2,440 円
	・若者定住住宅					
	住宅名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数 (戸)	家賃 (月額)
	若者定住住宅1 (共同住宅)	H10	RC造	60.0	4	20,000 円
						17,000 円
	若者定住住宅2	H11	RC造	54.12	8	15,000 円
	・厚生住宅					
	住宅名	建設年度	構造	1戸当面積 (㎡)	戸数	家賃 (月額)
	厚生住宅	S60	木造平屋建		5	5,000 円

関係業務	施設 の 状 況				
	広 見 町		日 吉 村		
社会福祉業務 (高齢者福祉業務)	・ 広見町老人保養センター（入浴場）使用料				
	区分	金額	備 考		
	大人	105 円			
	小人	50 円			
	・ 広見町総合福祉センター使用料				
	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	区分	8 時 30 分 ～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
	社会適応 訓練室	円 1,000	円 1,500	円 2,400	円 4,900
	児童交流 センター室	300	500	800	1,600
	教 養 娛 楽 室	500	800	1,200	2,500
作業室 A	500	800	1,200	2,500	
作業室 B	500	800	1,200	2,500	
健 康 相 談 室	-	-	800	-	
<p>2 福祉関係者が入場料等を徴収して使用する場合は、福祉関係者以外の者が入場料等を徴収しないで使用する場合は、前項の使用料を徴収する。</p> <p>3 福祉関係者以外の者が入場料等を徴収して使用する場合は、第1項の使用料に100パーセント加算した額を徴収する。</p> <p>4 午前、午後又は午後、夜間と継続して使用する場合は、それぞれの区分による使用料の合計額をその使用料とする。</p> <p>5 使用時間の超過に対する使用料は、30分（30分に満たないときは、これを30分とする。）を超えるごとに当該区分の1時間当たりの額とする。この場合において、午前、午後の継続使用で超過した場合は午後区分の午後、夜間の継続使用又は全日使用で超過した場合は夜間区分の1時間当たりの額とする。</p> <p>6 冷暖房使用料は、使用許可を受けた施設の基本使用料及び前項の使用料に20パーセントを乗じて得た額とする。</p>					
・ 広見町総合福祉センター（器具使用料）					
区分	回数	1 回の 使用料	摘要		
器具名					
1 社会適応訓練室					
音響・映像設備・レーザーカラオケシステム	1 回	1,500 円	一式		
2 作業室 A					
電気釜	1 回	5,000 円	1 台		
3 作業室 B					
万能木工機	1 回	500 円	1 台		
・ 日吉村中央集会所（浴場）使用料					
	入浴料（1 人 1 回入浴につき）				
	65 歳以上の者	高校生以上 65 歳未満の者	中学生以下		
日吉村に住居を 有する者	100 円	200 円	120 円		
日吉村以外に住 居を有する者	300 円	300 円	150 円		

関係業務	施設 の 状 況											
	広 見 町				日 吉 村							
環境衛生業務	・ 広見斎場 (宇和島地区広域事務組合)				・ 日吉村火葬場 (村単独)							
	区 分	組合関係 町村住民	左記以外 の 者	1時間当り 超過料金	備 考	区 分	組合関係 町村住民	左記以外 の 者	備 考			
	炉前ホール	5,000 円	20,000 円	2,000 円	2 時間	斎場使用料	5,000 円	5,000 円	1 件につき			
	和室	2,000 円	5,000 円	1,000 円	2 時間 1 室につき							
	休憩ホール	無料	無料	—								
学校教育業務	・ 教職員住宅				・ 教職員住宅							
	名称	位置	戸数 (戸)	家賃(月額)	名称	位置	戸数 (戸)	家賃(月額)				
	畔屋住宅 上	広見町大字畔屋	1	11,000 円	校長住宅	日吉村大字下鍵山	2	18,000 円				
	畔屋住宅 下	広見町大字畔屋	1	12,000 円	教頭住宅	日吉村大字下鍵山	2	7,300 円				
	永野市住宅 上	広見町大字永野市	1	11,000 円								
	永野市住宅 下	広見町大字永野市	1	11,000 円								
	岩谷住宅	広見町大字岩谷	1	11,000 円								
	奈良住宅つつじヶ丘	広見町大字奈良	1	12,000 円								
	小松住宅	広見町大字小松	1	12,500 円								
	出目住宅	広見町大字出目	4	18,000 円								
	出目住宅 2	広見町大字出目	4	19,000 円								
社会教育業務	・ 広見町民会館使用料 (中央公民館)				・ 日吉村住民センター使用料 (中央公民館)							
	種別	基本料金		追加料金		備 考	種別	基本料金		追加料金		備 考
		昼間	夜間	昼間	夜間			昼間	夜間			
	大会議室	円 3,200	円 4,000	円 450	円 600	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に加算する額。 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を加算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。	ホール	円 12,000	円 14,000	円 1,200	円 1,400	1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。 2 追加使用料は、超過時間1時間毎に加算する金額とする。 3 冷暖房期間中は、それぞれ6割を加算する。 4 夜間とは、4月～9月までは午後6時から、10月～3月までは5時からとする。 5 結婚式、祝賀会及び葬祭等の宴会場として使用する場合は、35,000円を加算する。(清掃料を含む。) 6 地区外使用料は、4割を加算する。
	老人室	800	1,000	150	200		研修室 (結婚式場)	2,200	3,000	200	300	
	婦人室	800	1,000	150	200		調理実習室	1,200	1,400	100	200	
	調理実習室	1,700	2,300	300	400		婦人室	1,200	1,400	100	200	
	会議室	800	1,000	150	200		老人室	1,200	1,400	100	200	
	視聴覚室	800	1,000	150	200							
	研修室	800	1,000	150	200							
結婚式場	3,000	4,000	750	800								
控室 (和室)	1,500	2,000	300	400								

関係業務	施設 の 状 況																																																
	広 見 町		日 吉 村																																														
社会教育業務	<ul style="list-style-type: none"> ・近永公民館使用料金表 																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">追加料金</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 堂</td> <td>円 1,800</td> <td>円 2,300</td> <td>円 200</td> <td>円 300</td> <td rowspan="6"> (1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に計算する額 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を計算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。 </td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>婦人室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>図書資料室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	基本料金		追加料金		備 考	昼間	夜間	昼間	夜間	講 堂	円 1,800	円 2,300	円 200	円 300	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に計算する額 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を計算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。	講義室	600	800	100	150	婦人室	600	800	100	150	研修室	600	800	100	150	図書資料室	600	800	100	150									
	種別	基本料金		追加料金		備 考																																											
		昼間	夜間	昼間	夜間																																												
	講 堂	円 1,800	円 2,300	円 200	円 300	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に計算する額 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を計算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。																																											
	講義室	600	800	100	150																																												
	婦人室	600	800	100	150																																												
	研修室	600	800	100	150																																												
	図書資料室	600	800	100	150																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・好藤公民館 広見町総合開発センター（農政業務）参照 ・愛治公民館 愛治基幹集落センター（農政業務）参照 ・三島公民館使用料金表 																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">追加料金</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>円 1,800</td> <td>円 2,300</td> <td>円 200</td> <td>円 300</td> <td rowspan="7"> (1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に計算する額 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を計算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。 </td> </tr> <tr> <td>老人室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>婦人室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>青年室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>学習室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>				種別	基本料金		追加料金		備 考	昼間	夜間	昼間	夜間	集会室	円 1,800	円 2,300	円 200	円 300	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に計算する額 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を計算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。	老人室	600	800	100	150	婦人室	600	800	100	150	青年室	600	800	100	150	図書室	600	800	100	150	学習室	600	800	100	150	調理実習室	1,000	1,200	150	200
種別	基本料金		追加料金		備 考																																												
	昼間	夜間	昼間	夜間																																													
集会室	円 1,800	円 2,300	円 200	円 300	(1)基本使用料は、使用時間4時間までとする。 (2)追加使用料は、超過時間1時間毎に計算する額 (3)冷暖房期間中は、それぞれ5割を計算する。 (4)使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 (5)夜間 4月～9月は午後6時より 10月～3月は午後5時よりとする。																																												
老人室	600	800	100	150																																													
婦人室	600	800	100	150																																													
青年室	600	800	100	150																																													
図書室	600	800	100	150																																													
学習室	600	800	100	150																																													
調理実習室	1,000	1,200	150	200																																													
<ul style="list-style-type: none"> ・泉公民館 広見町就業改善センター（農政業務）参照 ・広見町中央公民館 広見町民会館参照 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ・袖野集会所 使用料徴収の規程なし 																																																	

関係業務	施設 の 状 況			
	広 見 町		日 吉 村	
社会体育業務	・ 広見町体育センター使用料			
		区 分	金 額 (円)	
	団体 (15 人以上 貸切の 場合)	午前9時から正午まで	1,200	1) 照明施設使用料は含まない。 2) 冷暖房を使用したときは、それぞれ5割を加算する。
		午後1時から午後5時まで	1,500	
		午後6時から午後10時まで	1,500	
		午前9時から午後5時まで	2,700	
		午後1時から午後10時まで	3,000	
		午前9時から午後10時まで	4,200	
	・ 広見町体育センター照明使用料			
	区 分	1時間以内	1時間を超え1時間増す毎に	
全灯	300円	300円加算		
・ 農林業者トレーニングセンター 使用料徴収の規程なし				
・ 上鍵山農村広場 使用料徴収の規程なし				
・ 富母里施設 使用料徴収の規程なし				

関係業務	施 設 の 状 況			
	広 見 町		日 吉 村	
社会体育業務	・愛治体育館使用料			
	区 分	金 額	備 考	
	午前9時から正午まで	1,000 円	証明施設使用料は、含まない。	
	午後1時から午後5時まで	1,000 円		
	午後6時から午後10時まで	1,000 円		
	全日	2,000 円		
※体育施設使用承認の予告を受けたときは算出した合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨て)の使用料を納付しなければならない。				
・愛治体育館照明施設使用料				
区分	1時間以内	1時間を超え1時間増すごとに		
金額	300円	300円加算		
※体育施設使用承認の予告を受けたときは算出した合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨て)の使用料を納付しなければならない。				
・広見町ナイター照明施設使用料 (近永小学校第2グラウンド、好藤小学校グラウンド、三島グラウンド、泉小学校グラウンド)				
区分	1時間以内	1時間を超え1時間増すごとに		
金額	500円	500円加算		
※体育施設使用承認の予告を受けたときは算出した合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨て)の使用料を納付しなければならない。				
・広見町B&G海洋センター使用料				
使用区分	使用料 (1人/回)	備 考		
小学生 中学生	100 円	小学生未満児は無料とする。ただし、保護者同伴に限る。		
高校生 大学生 一般	210 円			
文化芸術業務	・文化の丘・明星ヶ丘施設入館料			
	利用別	利用者別	金 額	
	入館料	大人	200 円	中学生以下以外のものをいう
		中学生以下	無 料	幼児、小学生及び中学生をいう

項 目	現 況	具 体 的 調 整 方 針																																																																																							
1) 水道料金 (上水道、簡易水道)	<p>水道料金（月額・消費税抜）</p> <table border="1" data-bbox="454 233 1478 842"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">基本料金</td> <td>口径区分なし</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10 m³まで 1,500 円</td> </tr> <tr> <td>13mm～19mm</td> <td>8 m³まで</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>20mm～30mm</td> <td>〃</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td>40mm～50mm</td> <td>〃</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>65mm 以上</td> <td>〃</td> <td>13,400 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用 13mm</td> <td>〃</td> <td>2,800 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用 20mm 以上</td> <td>〃</td> <td>5,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>一 律</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">150 円/m³</td> </tr> <tr> <td>9 m³以上 30 m³まで</td> <td>250 円/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 m³以上 50 m³まで</td> <td>270 円/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51 m³以上</td> <td>290 円/m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>日吉村小規模水道（消費税抜）</p> <table border="1" data-bbox="454 911 1798 968"> <thead> <tr> <th>基 本 料 金</th> <th>1 ヶ月につき</th> <th>1 戸当たり</th> <th>400 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		広見町	日吉村	基本料金	口径区分なし	10 m ³ まで 1,500 円		13mm～19mm	8 m ³ まで	1,700 円	20mm～30mm	〃	2,900 円	40mm～50mm	〃	6,900 円	65mm 以上	〃	13,400 円	臨時用 13mm	〃	2,800 円	臨時用 20mm 以上	〃	5,700 円	超過料金	一 律	150 円/m ³		9 m ³ 以上 30 m ³ まで	250 円/m ³		31 m ³ 以上 50 m ³ まで	270 円/m ³		51 m ³ 以上	290 円/m ³		基 本 料 金	1 ヶ月につき	1 戸当たり	400 円					<p>広見町の水道事業については、水道財政の健全化及び安定した給水サービスを維持するため、平成15年4月1日から水道料金を改定しており、合併後も現行どおりの料金体系とする。</p> <p>また、日吉村区域の水道料金については、現行のまま新町に引き継ぐ。日吉村の小規模水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>ただし、各水道料金については、新町移行後、水道財政健全化の趣旨から、必要に応じ、随時調整を行う。</p> <p>水道料金（月額・消費税抜）</p> <table border="1" data-bbox="1852 512 2843 1121"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>広見町区域</th> <th>日吉村区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">基本料金</td> <td>口径区分なし</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10 m³まで 1,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">口径区分</td> <td>13mm～19mm</td> <td>8 m³まで</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>20mm～30mm</td> <td>〃</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td>40mm～50mm</td> <td>〃</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>65mm 以上</td> <td>〃</td> <td>13,400 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用 13mm</td> <td>〃</td> <td>2,800 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用 20mm 以上</td> <td>〃</td> <td>5,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>一 律</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">150 円/m³</td> </tr> <tr> <td>9 m³以上 30 m³まで</td> <td>250 円/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 m³以上 50 m³まで</td> <td>270 円/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51 m³以上</td> <td>290 円/m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		広見町区域	日吉村区域	基本料金	口径区分なし	10 m ³ まで 1,500 円		口径区分	13mm～19mm	8 m ³ まで	1,700 円	20mm～30mm	〃	2,900 円	40mm～50mm	〃	6,900 円	65mm 以上	〃	13,400 円	臨時用 13mm	〃	2,800 円	臨時用 20mm 以上	〃	5,700 円	超過料金	一 律	150 円/m ³		9 m ³ 以上 30 m ³ まで	250 円/m ³		31 m ³ 以上 50 m ³ まで	270 円/m ³		51 m ³ 以上	290 円/m ³	
区 分		広見町	日吉村																																																																																						
基本料金	口径区分なし	10 m ³ まで 1,500 円																																																																																							
	13mm～19mm	8 m ³ まで	1,700 円																																																																																						
	20mm～30mm	〃	2,900 円																																																																																						
	40mm～50mm	〃	6,900 円																																																																																						
	65mm 以上	〃	13,400 円																																																																																						
	臨時用 13mm	〃	2,800 円																																																																																						
	臨時用 20mm 以上	〃	5,700 円																																																																																						
超過料金	一 律	150 円/m ³																																																																																							
	9 m ³ 以上 30 m ³ まで	250 円/m ³																																																																																							
	31 m ³ 以上 50 m ³ まで	270 円/m ³																																																																																							
	51 m ³ 以上	290 円/m ³																																																																																							
基 本 料 金	1 ヶ月につき	1 戸当たり	400 円																																																																																						
区 分		広見町区域	日吉村区域																																																																																						
基本料金	口径区分なし	10 m ³ まで 1,500 円																																																																																							
	口径区分	13mm～19mm	8 m ³ まで	1,700 円																																																																																					
		20mm～30mm	〃	2,900 円																																																																																					
		40mm～50mm	〃	6,900 円																																																																																					
		65mm 以上	〃	13,400 円																																																																																					
		臨時用 13mm	〃	2,800 円																																																																																					
		臨時用 20mm 以上	〃	5,700 円																																																																																					
超過料金	一 律	150 円/m ³																																																																																							
	9 m ³ 以上 30 m ³ まで	250 円/m ³																																																																																							
	31 m ³ 以上 50 m ³ まで	270 円/m ³																																																																																							
	51 m ³ 以上	290 円/m ³																																																																																							
2) 加入金 (上水道、簡易水道)	<p>水道加入金（消費税抜）</p> <table border="1" data-bbox="454 1245 1457 1591"> <thead> <tr> <th>量水器口径</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径区分なし</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">70,000 円</td> </tr> <tr> <td>13 mm</td> <td>40,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 mm</td> <td>60,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 mm</td> <td>90,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 mm</td> <td>180,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 mm</td> <td>250,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 mm 以上</td> <td>300,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 日吉村の加入金については、水道本管から、量水器メーターまでの工事費含む。</p>	量水器口径	広見町	日吉村	口径区分なし	70,000 円		13 mm	40,000 円		20 mm	60,000 円		25 mm	90,000 円		30 mm	180,000 円		40 mm	250,000 円		50 mm 以上	300,000 円		<p>水道加入金については、広見町の例により統一する。ただし、口径 50mm を超えるものの加入金については見直しを行う。</p> <p>水道加入金（消費税抜）</p> <table border="1" data-bbox="1852 1367 2644 1797"> <thead> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径区分なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 mm</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 mm</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>25 mm</td> <td>90,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 mm</td> <td>180,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 mm</td> <td>250,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 mm</td> <td>350,000 円</td> </tr> <tr> <td>75 mm</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	量水器口径	金 額	口径区分なし		13 mm	40,000 円	20 mm	60,000 円	25 mm	90,000 円	30 mm	180,000 円	40 mm	250,000 円	50 mm	350,000 円	75 mm	600,000 円	100mm	1,000,000 円																																											
量水器口径	広見町	日吉村																																																																																							
口径区分なし	70,000 円																																																																																								
13 mm	40,000 円																																																																																								
20 mm	60,000 円																																																																																								
25 mm	90,000 円																																																																																								
30 mm	180,000 円																																																																																								
40 mm	250,000 円																																																																																								
50 mm 以上	300,000 円																																																																																								
量水器口径	金 額																																																																																								
口径区分なし																																																																																									
13 mm	40,000 円																																																																																								
20 mm	60,000 円																																																																																								
25 mm	90,000 円																																																																																								
30 mm	180,000 円																																																																																								
40 mm	250,000 円																																																																																								
50 mm	350,000 円																																																																																								
75 mm	600,000 円																																																																																								
100mm	1,000,000 円																																																																																								

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																																								
3)その他の手数料	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:45%;">広見町</th> <th style="width:40%;">日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開栓手数料</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>閉栓手数料</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事業者 申請手数料</td> <td style="text-align:center;">10,000 円</td> <td style="text-align:center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>設計手数料</td> <td style="text-align:center;">設計額の 3 %</td> <td style="text-align:center;">設計額の 3 %</td> </tr> <tr> <td>監督手数料</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>竣工検査手数料</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td style="text-align:center;">設計額の 3 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給水装置材料検査(確認) 手数料</td> <td>水せん類及び付属品 1 個につき 50 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水管類 1 本につき 100 円</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>制水弁類 1 個につき 300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事検査手数料</td> <td>1 回につき 500 円</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>1 件につき 200 円</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>1 通につき 100 円</td> <td style="text-align:center;">—</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	開栓手数料	—	—	閉栓手数料	—	—	指定給水装置工事業者 申請手数料	10,000 円	10,000 円	設計手数料	設計額の 3 %	設計額の 3 %	監督手数料	—	—	設計審査手数料	—	—	竣工検査手数料	—	設計額の 3 %	給水装置材料検査(確認) 手数料	水せん類及び付属品 1 個につき 50 円		給水管類 1 本につき 100 円	—	制水弁類 1 個につき 300 円		給水装置工事検査手数料	1 回につき 500 円	—	各種証明手数料	1 件につき 200 円	—	督促手数料	1 通につき 100 円	—	水道業務に係る手数料については、両町村の状況に差があり、現在の手数料の状況を十分精査し、統一した項目及び料金を定める。
		広見町	日吉村																																								
	開栓手数料	—	—																																								
	閉栓手数料	—	—																																								
	指定給水装置工事業者 申請手数料	10,000 円	10,000 円																																								
	設計手数料	設計額の 3 %	設計額の 3 %																																								
	監督手数料	—	—																																								
	設計審査手数料	—	—																																								
	竣工検査手数料	—	設計額の 3 %																																								
	給水装置材料検査(確認) 手数料	水せん類及び付属品 1 個につき 50 円																																									
		給水管類 1 本につき 100 円	—																																								
		制水弁類 1 個につき 300 円																																									
給水装置工事検査手数料	1 回につき 500 円	—																																									
各種証明手数料	1 件につき 200 円	—																																									
督促手数料	1 通につき 100 円	—																																									

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（議会業務）の取扱い	関係項目	1 議会業務																
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会																
基本調整方針	議会業務については、新町に移行後速やかに調整する。	調整方針確認日																	
		平成 年 月 日																	
項目	現 況		具体的調整方針																
会議の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定例議会</td> <td>年4回 3・6・9・12月</td> <td>年4回 3・6・9・12月</td> </tr> <tr> <td>臨時議会</td> <td>必要に応じて開催</td> <td>必要に応じて開催</td> </tr> </tbody> </table>		項目	広見町	日吉村	定例議会	年4回 3・6・9・12月	年4回 3・6・9・12月	臨時議会	必要に応じて開催	必要に応じて開催	定例、臨時議会については、地方自治法の規定に基づき開催する。							
	項目	広見町	日吉村																
	定例議会	年4回 3・6・9・12月	年4回 3・6・9・12月																
	臨時議会	必要に応じて開催	必要に応じて開催																
委員会の設置状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会運営委員会</td> <td>7人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">常任委員会</td> <td>総務常任委員会 6人</td> <td>総務常任委員会 5人</td> </tr> <tr> <td>厚生文教常任委員会 6人</td> <td>産業建設常任委員会 5人</td> </tr> <tr> <td>産業建設常任委員会 6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別委員会</td> <td>必要がある場合に議会の議決で設置</td> <td>必要がある場合に議会の議決で設置</td> </tr> </tbody> </table>		項目	広見町	日吉村	議会運営委員会	7人	5人	常任委員会	総務常任委員会 6人	総務常任委員会 5人	厚生文教常任委員会 6人	産業建設常任委員会 5人	産業建設常任委員会 6人		特別委員会	必要がある場合に議会の議決で設置	必要がある場合に議会の議決で設置	委員会については、地方自治法の規定に基づき新町条例で設置を定める。
	項目	広見町	日吉村																
	議会運営委員会	7人	5人																
常任委員会	総務常任委員会 6人	総務常任委員会 5人																	
	厚生文教常任委員会 6人	産業建設常任委員会 5人																	
	産業建設常任委員会 6人																		
特別委員会	必要がある場合に議会の議決で設置	必要がある場合に議会の議決で設置																	
議会広報の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行回数</td> <td>町広報利用</td> <td>年4回</td> </tr> <tr> <td>発行部数</td> <td>－</td> <td>1,000部</td> </tr> <tr> <td>編集委員会</td> <td>－</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	発行回数	町広報利用	年4回	発行部数	－	1,000部	編集委員会	－	6人	議会広報については、新町移行後、議会議員の協議により調整する。				
		広見町	日吉村																
	発行回数	町広報利用	年4回																
	発行部数	－	1,000部																
編集委員会	－	6人																	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（企画業務）の取扱い	関係項目	2 企画業務
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	1 地域活性化助成事業については、新町において新たに制度を定める。 2 地域交通体系については、新町において十分な計画により構築を図るものとする。 3 若者定住住宅奨励金制度については、新町において新たに検討する。 4 集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理について新たな基準を設ける。 5 国際交流事業については、基本的に新町に移行後速やかに調整する。なお、広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。 6 その他の企画業務については、各種計画の策定をはじめ、新町に移行後速やかに調整する。		担当分科会名 企画分科会 調整方針確認日 平成 年 月 日
	項目	現 況	
	広 見 町	日 吉 村	
1)地域活性化助成事業	○広見町コミュニティ施設整備事業 集会所整備事業 新設（古材転用の場合） 査定事業費の30% （補助金の最高限度額 100万円） 集会所整備事業 補修 査定事業費が20万円以上50万円まで 査定事業費の15% 査定事業費が50万円以上100万円まで 査定事業費の20% 査定事業費が100万円を超えるもの 25万円 集会所備品整備事業 新築又は改築等により新しく集会所を建築する場合 査定事業費の30% （補助金の最高限度額 20万円）	○地域活性化促進事業（公民館活動） 日吉村公民館活動補助金交付規則第3条の規定により、日吉村公民館分館が地域の活性化を行うために必要な事業の経費に対して、村が予算の範囲内で補助することを目的とする。 補助対象事業 1. 地域活性化イベント事業 2. 花嫁・花婿対策事業 3. 地域内伝承文化等保存事業 4. 生涯学習事業 5. 花いっぱい運動事業 6. その他活性化事業 補助対象経費 ・補助率は、補助対象経費の90%以内。 ・補助対象経費の額は、原則として1分館あたり500,000円を限度とする。	
2)地域交通体系	・JR予土線 宇和島 ～ 窪川（1日9便） 宇和島 ～ 近永（1日4便） ・宇和島自動車 宇和島 ～ 愛治・大宿・土屋 （1日8便） 宇和島 ～ 谷口・奥野川（1日5便） 宇和島 ～ 目黒・大高橋（1日6便） 宇和島 ～ 日吉・大洲（1日10便） ・スクールバス 愛治・三島・泉地区生徒	・宇和島自動車 宇和島 ～ 日吉・大洲（1日10便） ・高知高陵交通 梶原町 ～ 下鍵山（1日2便） ・代替バス 下鍵山 ～ 父野川上（1日3便） ・スクールバス 旧日向谷分校区・旧父野川小学校区・ 旧富母里小学校区児童	
		地域活性化促進のため、両町村とも助成制度を設けているが、内容が大きく異なるため、新町において新たに制度を定めるものとする。 地域交通体系については、民間交通事業者の運営するバス及びJR列車が主体であるが、道路網の整備や自家用自動車の普及から、事業縮小が続いている。 今後も各交通事業者等との十分な連携を図りながら、高齢化していく住民の移動手段としての交通体系の構築を検討していくものとする。	

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針										
3)若者定住	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">広 見 町</td> <td style="width:50%; text-align: center;">日 吉 村</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>制度なし</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○農林業等後継者自立支援事業 ・後継者住宅整備支援事業 農林業等後継者の定住環境づくりを支援するため、農林業等後継者の住宅整備並びに敷地造成に要する経費の一部を助成する。</p> <p>① 事業実施主体 日吉村 ② 事業対象者 村民として村内に居住又は居住しようとする者で、農林業等に従事又は従事しようとする後継者。 ③ 事業内容 農林業等後継者の住宅整備並びに敷地造成に要する経費の一部助成。 ④ 住宅整備助成の対象 結婚した年の翌年度から起算して3年以内に、農林業等後継者が自己の居住に供する住宅の新築・購入及び増改築の住宅整備並びに住宅整備に係る敷地造成の助成に限る。 ⑤ 助成措置 村は、予算の範囲内において、次のとおり助成するものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:85%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>住宅整備事業</td> <td>住宅整備費が15万円以上かかる事業 1件あたり20万円とする。</td> </tr> <tr> <td>敷地造成事業</td> <td>村所有の重機の使用料を30万円まで無料とする。使用料の算定は、日吉村農林業用機械の設置及び管理運営に関する条例による。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		広 見 町	日 吉 村	<p>制度なし</p>	<p>○農林業等後継者自立支援事業 ・後継者住宅整備支援事業 農林業等後継者の定住環境づくりを支援するため、農林業等後継者の住宅整備並びに敷地造成に要する経費の一部を助成する。</p> <p>① 事業実施主体 日吉村 ② 事業対象者 村民として村内に居住又は居住しようとする者で、農林業等に従事又は従事しようとする後継者。 ③ 事業内容 農林業等後継者の住宅整備並びに敷地造成に要する経費の一部助成。 ④ 住宅整備助成の対象 結婚した年の翌年度から起算して3年以内に、農林業等後継者が自己の居住に供する住宅の新築・購入及び増改築の住宅整備並びに住宅整備に係る敷地造成の助成に限る。 ⑤ 助成措置 村は、予算の範囲内において、次のとおり助成するものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:85%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>住宅整備事業</td> <td>住宅整備費が15万円以上かかる事業 1件あたり20万円とする。</td> </tr> <tr> <td>敷地造成事業</td> <td>村所有の重機の使用料を30万円まで無料とする。使用料の算定は、日吉村農林業用機械の設置及び管理運営に関する条例による。</td> </tr> </table>	区 分	金 額	住宅整備事業	住宅整備費が15万円以上かかる事業 1件あたり20万円とする。	敷地造成事業	村所有の重機の使用料を30万円まで無料とする。使用料の算定は、日吉村農林業用機械の設置及び管理運営に関する条例による。	<p>若者定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とし、新町において検討するものとする。</p>
広 見 町	日 吉 村												
<p>制度なし</p>	<p>○農林業等後継者自立支援事業 ・後継者住宅整備支援事業 農林業等後継者の定住環境づくりを支援するため、農林業等後継者の住宅整備並びに敷地造成に要する経費の一部を助成する。</p> <p>① 事業実施主体 日吉村 ② 事業対象者 村民として村内に居住又は居住しようとする者で、農林業等に従事又は従事しようとする後継者。 ③ 事業内容 農林業等後継者の住宅整備並びに敷地造成に要する経費の一部助成。 ④ 住宅整備助成の対象 結婚した年の翌年度から起算して3年以内に、農林業等後継者が自己の居住に供する住宅の新築・購入及び増改築の住宅整備並びに住宅整備に係る敷地造成の助成に限る。 ⑤ 助成措置 村は、予算の範囲内において、次のとおり助成するものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:85%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>住宅整備事業</td> <td>住宅整備費が15万円以上かかる事業 1件あたり20万円とする。</td> </tr> <tr> <td>敷地造成事業</td> <td>村所有の重機の使用料を30万円まで無料とする。使用料の算定は、日吉村農林業用機械の設置及び管理運営に関する条例による。</td> </tr> </table>	区 分	金 額	住宅整備事業	住宅整備費が15万円以上かかる事業 1件あたり20万円とする。	敷地造成事業	村所有の重機の使用料を30万円まで無料とする。使用料の算定は、日吉村農林業用機械の設置及び管理運営に関する条例による。						
区 分	金 額												
住宅整備事業	住宅整備費が15万円以上かかる事業 1件あたり20万円とする。												
敷地造成事業	村所有の重機の使用料を30万円まで無料とする。使用料の算定は、日吉村農林業用機械の設置及び管理運営に関する条例による。												
4)集会所管理	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>集会所数 87箇所（旧公会堂含む。）</p> <p>集会所の維持管理 原則各地区が行うものとしている。 修繕・補修 集会所整備事業（国又は県の助成の対象とならないものに限る。事務費、設計委託料等を除く。） ○新設（古材転用の場合） 査定事業費の30%（補助金の最高限度額100万円） ○補修の場合 査定事業費が20万円以上50万円まで 15% 査定事業費が50万円以上100万円まで 20% 査定事業費が100万円を超えるもの 25万円 集会所備品整備事業（消耗品を除く。備品内容にあつては別途町の定めるものとする。） 新築又は改築等により新しく集会所を建築する場合査定事業費の30%（補助金の最高限度額20万円）</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>集会所数 23箇所 未整備 3箇所</p> <p>集会所の維持管理 原則各地区が行うものとし、増・改築等の必要が生じた場合、組集会所増改築費補助金交付要綱により事業費（直接工事費1,300,000円上限）の100分の90以内で補助を行う。 また、災害保険等の対応についても原則各地区の判断とし、保険金についても負担は各地区とする。</p> </td> </tr> </table>		<p>集会所数 87箇所（旧公会堂含む。）</p> <p>集会所の維持管理 原則各地区が行うものとしている。 修繕・補修 集会所整備事業（国又は県の助成の対象とならないものに限る。事務費、設計委託料等を除く。） ○新設（古材転用の場合） 査定事業費の30%（補助金の最高限度額100万円） ○補修の場合 査定事業費が20万円以上50万円まで 15% 査定事業費が50万円以上100万円まで 20% 査定事業費が100万円を超えるもの 25万円 集会所備品整備事業（消耗品を除く。備品内容にあつては別途町の定めるものとする。） 新築又は改築等により新しく集会所を建築する場合査定事業費の30%（補助金の最高限度額20万円）</p>	<p>集会所数 23箇所 未整備 3箇所</p> <p>集会所の維持管理 原則各地区が行うものとし、増・改築等の必要が生じた場合、組集会所増改築費補助金交付要綱により事業費（直接工事費1,300,000円上限）の100分の90以内で補助を行う。 また、災害保険等の対応についても原則各地区の判断とし、保険金についても負担は各地区とする。</p>	<p>集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。</p> <p>管理については、新町において統一の基準を設ける。</p>								
<p>集会所数 87箇所（旧公会堂含む。）</p> <p>集会所の維持管理 原則各地区が行うものとしている。 修繕・補修 集会所整備事業（国又は県の助成の対象とならないものに限る。事務費、設計委託料等を除く。） ○新設（古材転用の場合） 査定事業費の30%（補助金の最高限度額100万円） ○補修の場合 査定事業費が20万円以上50万円まで 15% 査定事業費が50万円以上100万円まで 20% 査定事業費が100万円を超えるもの 25万円 集会所備品整備事業（消耗品を除く。備品内容にあつては別途町の定めるものとする。） 新築又は改築等により新しく集会所を建築する場合査定事業費の30%（補助金の最高限度額20万円）</p>	<p>集会所数 23箇所 未整備 3箇所</p> <p>集会所の維持管理 原則各地区が行うものとし、増・改築等の必要が生じた場合、組集会所増改築費補助金交付要綱により事業費（直接工事費1,300,000円上限）の100分の90以内で補助を行う。 また、災害保険等の対応についても原則各地区の判断とし、保険金についても負担は各地区とする。</p>												

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針
	広 見 町	日 吉 村	
5)国際交流事業	外国青年招致事業（JET プログラム） ・国際交流員 1名 ふるさと基金海外研修事業	外国青年招致事業（JET プログラム） ・国際交流員 1名	国際交流事業について、外国青年招致事業は、合併により人数の制限が起きるため、国際交流員若しくは外国語指導助手の選択を行い、15年度中に契約更新対象者等の調整を行う。 広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
6)総合計画	第4次広見町長期総合計画 “森林文化都市・広見”の実現を目指して －山・川の恵み、自然がときをきざむ里－ 平成8年度～平成17年度	日吉村振興計画 －ゆとりと、きづなのふる里づくり 『希望に満ちた美しく豊かな村づくり』－ 平成7年度～平成16年度	総合計画については、新町建設計画の内容を踏まえ、新町において新たに作成する。
7)総合計画審議会	広見町総合開発計画審議会条例 審議委員 15人 任期 2年	—	総合計画審議会については、地方自治法の規定に基づき、条例を制定し設置する。
8)過疎自立促進計画	広見町過疎地域自立促進計画 平成12年度～平成16年度	日吉村過疎地域自立促進計画 平成12年度～平成16年度	過疎地域自立促進計画については、過疎地域自立促進特別措置法の規定により策定が必要であるため、新町移行後速やかに策定する。
9)辺地総合計画	辺地総合整備計画 平成12年度～平成16年度	辺地総合整備計画 平成12年度～平成16年度	辺地総合整備計画については、新町移行後新たに辺地の見直しの必要があるため、新町において新たに策定する。

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（広報広聴業務）の取扱い	関係項目	3 広報広聴業務															
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会															
基本調整方針	1 広報誌は現在の広見町の規格と同等とし、毎月1回発行し情報公開に努める。 2 ホームページについては、住民ニーズを第一とした内容で作成する。 3 新町移行後、住民の意見・提言を幅広く受け入れるため、地域懇談会の開催をはじめとする広聴業務の推進を図る。	調整方針確認日																
		平成 年 月 日																
項目	現 況		具 体 的 調 整 方 針															
1) 広報誌	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 45%;">広 見 町</th> <th style="width: 45%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規 格</td> <td>A 4 版 1 6 頁 2 色 刷 り (一 部 カ ラ ー)</td> <td>A 4 版 8 頁 1 色 刷 り (一 部 カ ラ ー)</td> </tr> <tr> <td>発 行 月</td> <td>毎 月 1 回 (1 日 発 行)</td> <td>毎 月 1 回 (月 下 旬 発 行)</td> </tr> <tr> <td>配 布 方 法</td> <td>組 入 家 庭 組 長 宅 へ 宅 送 → 各 戸 配 布 組 外 家 庭 庁 舎、公 民 館 で 配 布 特 別 な 場 合 郵 送 町 外 (町 出 身 者 等) 郵 送</td> <td>村 内 組 長 宅 へ 郵 送 → 各 戸 配 布 村 外 (村 出 身 者 等) 郵 送</td> </tr> <tr> <td>編 集 委 員</td> <td style="text-align: center;">有 り</td> <td style="text-align: center;">無 し</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	広 見 町	日 吉 村	規 格	A 4 版 1 6 頁 2 色 刷 り (一 部 カ ラ ー)	A 4 版 8 頁 1 色 刷 り (一 部 カ ラ ー)	発 行 月	毎 月 1 回 (1 日 発 行)	毎 月 1 回 (月 下 旬 発 行)	配 布 方 法	組 入 家 庭 組 長 宅 へ 宅 送 → 各 戸 配 布 組 外 家 庭 庁 舎、公 民 館 で 配 布 特 別 な 場 合 郵 送 町 外 (町 出 身 者 等) 郵 送	村 内 組 長 宅 へ 郵 送 → 各 戸 配 布 村 外 (村 出 身 者 等) 郵 送	編 集 委 員	有 り	無 し	新町における広報誌は、合併時に統一を図ることとする。 規格は現在の広見町と同等とし、毎月1回発行することとする。 配布方法、編集委員については、合併時に調整を図る。
項 目	広 見 町	日 吉 村																
規 格	A 4 版 1 6 頁 2 色 刷 り (一 部 カ ラ ー)	A 4 版 8 頁 1 色 刷 り (一 部 カ ラ ー)																
発 行 月	毎 月 1 回 (1 日 発 行)	毎 月 1 回 (月 下 旬 発 行)																
配 布 方 法	組 入 家 庭 組 長 宅 へ 宅 送 → 各 戸 配 布 組 外 家 庭 庁 舎、公 民 館 で 配 布 特 別 な 場 合 郵 送 町 外 (町 出 身 者 等) 郵 送	村 内 組 長 宅 へ 郵 送 → 各 戸 配 布 村 外 (村 出 身 者 等) 郵 送																
編 集 委 員	有 り	無 し																
2) ホームページ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">広 見 町</th> <th style="width: 45%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページの有無</td> <td style="text-align: center;">有 り</td> <td style="text-align: center;">無 し</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	ホームページの有無	有 り	無 し	新町におけるホームページは、新たに作成する。 ホームページの内容は住民ニーズを第一とし、町外者から見ても充実した内容とする。									
	広 見 町	日 吉 村																
ホームページの有無	有 り	無 し																
3) 広聴関係	広見町 ホームページにおいて町政に対する質問、意見の受付 日吉村 該当無し		新町に移行後、住民からの意見、提言の受け入れ体制を充実させるよう検討、調整する。															
4) 地域懇談会	広見町は年に1回、8月下旬に開催されているが、日吉村は不定期で必要に応じて開催されている。		新町においては定期的な開催により、行政と住民が直接話し合える機会を持てるよう調整を図る。															

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（管財業務）の取扱い	関係項目	5 管財業務	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会	
基本調整方針	1 入札契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。 2 賃貸借契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。	調整方針確認日		
		平成 年 月 日		
項目	現 況		具体的調整方針	
1) 入札契約制度	規則・要綱・心得等の整備状況			
	町村名			
	分類	項目	広 見 町	
	入札参加資格	入札参加資格（格付）	広見町建設工事請負業者選定要領（検討中）	日吉村建設工事請負業者選定要領（検討中）
		共同企業体	広見町建設工事共同企業体事務取扱要綱（検討中）	日吉村建設工事共同企業体事務取扱要綱（検討中）
		指名停止	広見町建設工事指名停止処分要綱（検討中）	日吉村建設工事指名停止処分要綱（検討中）
	選定方法	随意契約	広見町契約規則	日吉村契約規則
	指名業者の選定	業者数	広見町契約規則	日吉村契約規則
		入札参加者選定	広見町契約規則	日吉村契約規則
			広見町建設工事請負業者選定要領（検討中）	日吉村建設工事請負業者選定要領（検討中）
	入札執行関係	低価格入札	検討中	なし
		公正な入札	広見町公正入札調査委員会設置要綱	日吉村公正入札調査委員会設置要綱
		入札心得	広見町建設工事入札者心得	日吉村建設工事入札者心得
		入札保証金	広見町契約規則	日吉村契約規則
		入札結果公表	検討中	検討中
	契約関係	契約保証金	広見町契約規則	日吉村契約規則
		議会議決	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
		前払い金	広見町会計事務規則	日吉村財務規則
	広見町工事執行規程（検討中）		日吉村工事執行規則	
	検査	検査基準	愛媛県土木工事検査基準	日吉村工事検査規程
その他	工事執行規則	県に準じる	日吉村工事執行規則	
	委員会	広見町競争参加資格審査委員会（検討中）	日吉村競争参加資格審査委員会（検討中）	

入札契約制度については、2 町村で規則、要綱等に差があり、合併までに内容調整を行い、新町において新たに制定する。

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（電算業務）の取扱い	関係項目	8 電算業務	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会	
基本調整方針	電算業務については、合併によって住民サービスが低下しないよう十分に配慮したネットワークを構築する。なお、2町村の現在の業務内容を調査し、合併時点から運用する業務と、合併後に整備する業務に分類し、十分な計画のもとに統合を図るものとする。	調整方針確認日		
		平成 年 月 日		
留意事項	現況（平成14年7月1日現在）		先進事例	
住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、合併施行時に稼働できるようあらかじめ調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。 (合併協議会の運営の手引き)	広見町		日吉村	
	基幹業務系		基幹業務系	
	住民記録 住登外 住民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険 老人医療 水道料金 児童手当 身体障害者 収納消込 国保税 国民年金 学齢簿 成人式 役員名簿 交通災害 選挙 消防団管理 起債管理	財産管理 備品管理 予防接種 簡水固定資産管理 小規模事業特別融資 財務会計 住基ネットワーク 介護保険 給与計算 農家総合管理 保育料 国保事業 国保調整交付金 老人医療月報 公営住宅料・台帳 高齢者台帳システム	住民記録 住登外 住民税 固定資産税 家屋評価 軽自動車税 国民健康保険 老人医療 水道料金 児童手当 収納消込 国保税 国民年金 役員名簿 交通災害 選挙 消防団管理 起債管理 財産管理 備品管理 予防接種	乳幼児管理 財務会計 住基ネットワーク 介護保険 人事管理 給与計算 賃金報酬 役員報酬 農家総合管理 保育料 国保調整交付金 公営住宅料・台帳 印鑑証明 生活保護管理 検診表作成 受診データ管理 健康教室 問診データ管理 農地管理システム 地図情報システム
	情報系		情報系	
例規検索 グループウェア インターネット 文書管理 イントラネット		例規検索 文書管理		
			<p>○篠山市 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。</p> <p>○西東京市 当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効利用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。</p> <p>○さぬき市 新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。</p> <p>○引田町・白鳥町・大内町合併協議会 電算システム事業の取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。</p> <p>○徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うため、各市町の現行処理システムの中から、業務ごとに1 処理システムを選定し、これに改善を加えることにより電算データ及び処理システムの速やかな統合を図る。</p> <p>○南宇和合併協議会 電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。 1 住民生活に影響が及ばないように十分に配慮する。 2 統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。 3 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。</p>	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目 事務・事業・制度名等	22 各種事務事業（税務業務）の取扱い	関係項目 担当部会名等	9 税務業務 総務部会	担当分科会名 税務分科会																														
基本調整方針	1 納税組合は、現行のまま新町に引き継ぐ。 2 口座振替制度については、新町においても引き続き推進するものとする。なお、振替日については広見町の例による。 3 所得申告受付については、現行のまま新町に引き継ぐ。 4 その他の税務業務については、新町に移行後速やかに調整する。			調整方針確認日																														
				平成 年 月 日																														
項目	現 況			具 体 的 調 整 方 針																														
1)納税組合	(平成13年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組 合 数</td> <td>182</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>組 合 員 数</td> <td>3,386</td> <td>693</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合種別</td> <td>地域別組合</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>業種別組合</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	広 見 町	日 吉 村	組 合 数	182	39	組 合 員 数	3,386	693	組合種別	地域別組合	182	業種別組合	0	そ の 他	0	納税組合については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。														
区 分	広 見 町	日 吉 村																																
組 合 数	182	39																																
組 合 員 数	3,386	693																																
組合種別	地域別組合	182																																
	業種別組合	0																																
	そ の 他	0																																
2)口座振替制度	(平成13年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">広 見 町</th> <th colspan="2">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町県民税（普通徴収分）</td> <td>納税者数 2,436</td> <td>利用者数 630</td> <td>納税者数 291</td> <td>利用者数 113</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>4,881</td> <td>1,375</td> <td>863</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>6,327</td> <td>1,725</td> <td>903</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">えひめ南農業協同組合 伊予銀行近永支店 愛媛銀行近永支店 広見郵便局</td> <td colspan="2">えひめ南農業協同組合 伊予銀行近永支店 愛媛銀行しろかわ支店 日吉郵便局</td> </tr> <tr> <td>口座振替日</td> <td colspan="2">納期月の末日</td> <td colspan="2">納期月の25日</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	広 見 町		日 吉 村		町県民税（普通徴収分）	納税者数 2,436	利用者数 630	納税者数 291	利用者数 113	固定資産税	4,881	1,375	863	204	軽自動車税	6,327	1,725	903	295	取扱金融機関	えひめ南農業協同組合 伊予銀行近永支店 愛媛銀行近永支店 広見郵便局		えひめ南農業協同組合 伊予銀行近永支店 愛媛銀行しろかわ支店 日吉郵便局		口座振替日	納期月の末日		納期月の25日		町税の口座振替については、利便性向上のため、引き続き推進していくものとする。 なお、振替日については広見町の例による。
項 目	広 見 町		日 吉 村																															
町県民税（普通徴収分）	納税者数 2,436	利用者数 630	納税者数 291	利用者数 113																														
固定資産税	4,881	1,375	863	204																														
軽自動車税	6,327	1,725	903	295																														
取扱金融機関	えひめ南農業協同組合 伊予銀行近永支店 愛媛銀行近永支店 広見郵便局		えひめ南農業協同組合 伊予銀行近永支店 愛媛銀行しろかわ支店 日吉郵便局																															
口座振替日	納期月の末日		納期月の25日																															
3)所得申告受付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告受付場所</td> <td>広見町役場 地区公民館等 9ヶ所</td> <td>日吉村役場 地域集会所 10ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	広 見 町	日 吉 村	申告受付場所	広見町役場 地区公民館等 9ヶ所	日吉村役場 地域集会所 10ヶ所	所得申告の受付については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。																								
項 目	広 見 町	日 吉 村																																
申告受付場所	広見町役場 地区公民館等 9ヶ所	日吉村役場 地域集会所 10ヶ所																																

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目 事務・事業・制度名等	2 2 各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱い	関係項目 担当部会名等	1 1 選挙管理委員会業務 総務部会	担当分科会名 選挙管理委員会分科会												
基本調整方針	1 投票区については、現行のまま新町に引き継ぐ。 2 ポスター掲示場については、新町において調整する。 3 期日前投票所については、合併時には現行のとおりとし、新町に移行後随時調整する。 4 開票区については、1開票区とする。			調整方針確認日												
				平成 年 月 日												
項目	現 況		具体的調整方針													
1)投票区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票区数</td> <td>15投票区</td> <td>3投票区</td> </tr> <tr> <td>投票時間繰上げ繰下げ 投票所数及び時間</td> <td>繰上げ繰下げ なし</td> <td>閉鎖時間1時間繰上げ 2投票所</td> </tr> <tr> <td>投票立会人選任数</td> <td>1投票所 2人</td> <td>1投票所 2人</td> </tr> </tbody> </table>		項目	広見町	日吉村	投票区数	15投票区	3投票区	投票時間繰上げ繰下げ 投票所数及び時間	繰上げ繰下げ なし	閉鎖時間1時間繰上げ 2投票所	投票立会人選任数	1投票所 2人	1投票所 2人	投票区を変更すると、利便性の低下や混乱を来す恐れがあるため、合併時には現行どおりとし、新町移行後随時検討を図るものとする。 また、現在の投票状況を精査し、投票所から開票所までの距離が遠くなることも考慮し、投票時間を繰り上げても差し支えない投票所については、繰り上げるよう検討する。	
項目	広見町	日吉村														
投票区数	15投票区	3投票区														
投票時間繰上げ繰下げ 投票所数及び時間	繰上げ繰下げ なし	閉鎖時間1時間繰上げ 2投票所														
投票立会人選任数	1投票所 2人	1投票所 2人														
2)ポスター掲示場	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター設置場所数</td> <td>80箇所</td> <td>19箇所</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	ポスター設置場所数	80箇所	19箇所	ポスター掲示場については、管内面積及び選挙人名簿搭載者数によって、法令により設置箇所数が決定されるため、投票区の調整と合わせ新町において調整する。							
	広見町	日吉村														
ポスター設置場所数	80箇所	19箇所														
3)期日前投票	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票所数</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>		項目	広見町	日吉村	投票所数	1箇所	1箇所	期日前投票所を1箇所とすると、利便性が低下し、投票率の低下が懸念されるため、合併時には現行どおり2箇所とし、新町に移行後随時調整する。 期日前投票を行う有権者については、どの期日前投票所でも投票ができるよう、事務調整を行う。							
項目	広見町	日吉村														
投票所数	1箇所	1箇所														
4)開票区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開票区数</td> <td>1開票区</td> <td>1開票区</td> </tr> <tr> <td>開票所</td> <td>広見町体育センター</td> <td>日吉村住民センター</td> </tr> </tbody> </table>		項目	広見町	日吉村	開票区数	1開票区	1開票区	開票所	広見町体育センター	日吉村住民センター	開票区は、1開票区とする。				
項目	広見町	日吉村														
開票区数	1開票区	1開票区														
開票所	広見町体育センター	日吉村住民センター														

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（監査委員業務）の取扱い	関係項目	12 監査委員業務					
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会	担当分科会名 監査委員分科会				
基本調整方針	監査委員業務については、監査委員の活動に支障がないよう担当部署等の調整を行う。	調整方針確認日						
		平成 年 月 日						
項目	現 況			具体的調整方針				
1)担当部署	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">広 見 町</td> <td style="text-align: center;">日 吉 村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会事務局</td> <td style="text-align: center;">総 務 課</td> </tr> </table>			広 見 町	日 吉 村	議会事務局	総 務 課	新町における組織、機構を検討する際、専任体制及び部署等についての検討を行う。
				広 見 町	日 吉 村			
				議会事務局	総 務 課			

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（林業業務）の取扱い	関係項目	15 林業業務	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会	
基本調整方針	1 林道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。 2 林業振興事業については、合併までに内容を精査し、合併後調整を行う。	調整方針確認日		
		平成 年 月 日		
項目	現 況		具体的調整方針	
1) 林道事業	一般林道の整備状況 平成14年3月末		現行のまま新町に引き継ぐ。	
		広 見 町		日 吉 村
	路線数	49本		31本
	延長	59,672.6m		49,273.0m
	舗装延長	10,418.3m		11,500.7m
	舗装率	17.5%		23.3%
大規模林道の整備状況 平成14年3月末				
	広 見 町	日 吉 村		
路線名	広見・篠山線	東津野・城川線 日吉・松野線		
開設延長		7,986m		
会費・負担金等	768,176円	10,869,133円		
2) 林業振興事業	広 見 町	日 吉 村	林業振興事業における国及び県の補助事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。 単独事業については、合併までに内容を精査し、合併後調整を行う。 事業補助については、事業内容を精査し、新町において新たに制度を設ける。	
	<p>林道開設・改良事業・舗装事業</p> <p>道の駅施設整備（森の三角ぼうし）</p> <p>鳥獣害対策事業</p> <p>森林整備担い手対策事業</p> <p>小規模基盤整備事業（直営・作業道開設補助）</p> <p>排水施設整備事業（ヒューム管等敷設補助）</p> <p>その他除間伐・造林等上乘せ補助</p>	<p>林道開設・改良事業・舗装事業</p> <p>鳥獣害対策事業</p> <p>森林整備担い手対策事業</p> <p>作業道開設補助事業</p> <p>排水施設整備事業（ヒューム管等敷設補助）</p> <p>しいたけ増産対策事業</p> <p>森林作業班対策事業</p> <p>除間伐、造林等上乘せ補助</p> <p>村産材出荷奨励事業</p>		
	<p>○林業振興費補助金</p> <p>森林整備担い手対策事業費補助金（南予森林組合） 4,617,914円</p> <p>県林業労働者退職金積立事業費補助金（南予森林組合） 504,000円</p> <p>排水施設補助金 803,000円</p> <p>農林業小規模基盤整備事業費補助金 4,258,000円</p> <p>林業作業班後継者対策補助金 490,000円</p> <p>少年自然愛護活動事業費補助金 90,000円</p> <p>しいたけ生産環境整備事業費補助金 173,000円</p> <p>有害鳥獣駆除事業費補助金 400,000円</p> <p>流域森林総合整備事業費補助金 5,319,818円</p> <p>森林施業団地共同化事業費補助金 750,000円</p> <p>緊急間伐推進事業費補助金 400,000円</p>	<p>○補助金</p> <p>ヒューム管補助金 576,828円</p> <p>森林作業班対策事業補助金 400,000円</p> <p>作業道開設事業費補助金 1,476,500円</p> <p>椎茸増産対策事業補助金 837,900円</p> <p>椎茸原木対策事業補助金 28,294円</p> <p>林業総合センター建築借入金利子補給 157,950円</p> <p>森林総合整備事業補助金 1,444,128円</p> <p>村産材出荷奨励補助金 3,699,064円</p> <p>椎茸ほだ場整備事業補助金 103,000円</p> <p>高齢者パイロット事業補助金 50,000円</p> <p>有害鳥獣駆除補助金 2,160,000円</p> <p>緑の少年隊育成事業補助金 80,000円</p> <p>森林整備担い手確保育成対策事業補助金 978,016円</p> <p>大規模林道賦課金（日吉、松野線） 9,875,421円</p> <p>大規模林道賦課金（東津野、城川線） 630,712円</p>		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（水産業務）の取扱い				関係項目	17 水産業務																																				
事務・事業・制度名等					担当部会名等	産業建設部会		担当分科会名	水産分科会																																	
基本調整方針	水産業務については、内水面漁業の放流事業であり、広見川の水産資源確保のため、現行のまま新町に引き継ぐ。							調整方針確認日																																		
								平成 年 月 日																																		
項目	現				況				具体的調整方針																																	
	広見町				日吉村																																					
1)放流事業	広見川漁業協同組合 平成15年度放流実績（kg） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>三島</th> <th>泉</th> <th>近永</th> <th>愛治</th> <th>好藤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウナギ</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>アユ</td> <td>90</td> <td>70</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カニ</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>42</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> 事業補助金額 550,000円				種類	三島	泉	近永	愛治	好藤	ウナギ	45	45	40	40	31	アユ	90	70	10			カニ	50	45	40	42	28	広見川漁業協同組合 平成15年度放流実績（kg） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>日吉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウナギ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>アユ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>カニ</td> <td>127.1</td> </tr> </tbody> </table> 事業補助金額 650,000円 その他 アマゴ放流（村単） 稚魚25,000匹 事業費 275,000円				種類	日吉	ウナギ	150	アユ	150	カニ	127.1	放流事業は、広見川漁業協同組合で実施しており、水資源確保のため現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、水棲生物等の状況により随時調整を行う。	
種類	三島	泉	近永	愛治	好藤																																					
ウナギ	45	45	40	40	31																																					
アユ	90	70	10																																							
カニ	50	45	40	42	28																																					
種類	日吉																																									
ウナギ	150																																									
アユ	150																																									
カニ	127.1																																									

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（商工観光業務）の取扱い	関係項目	18 商工観光業務																		
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会																		
基本調整方針	<p>1 中小企業振興資金融資制度については、広見町の例により制度を設ける。</p> <p>2 中小企業制度資金利子補給制度については、補助率の見直しを行い、平成17年分から適用する。</p> <p>3 企業誘致促進に係る制度については、広見町の例により制度を設ける。</p> <p>4 観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。</p>	担当分科会名	商工観光分科会																		
		調整方針確認日																			
	平成 年 月 日																				
項目	現況	具体的調整方針																			
1) 中小企業振興資金融資制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資金用途</td> <td>運転資金 設備資金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		広見町	日吉村	融資金用途	運転資金 設備資金	—	融資限度額	200万円	—	融資期間	3年以内	—	中小企業の育成、振興を図るため、広見町の例により制度を設ける。							
	広見町	日吉村																			
融資金用途	運転資金 設備資金	—																			
融資限度額	200万円	—																			
融資期間	3年以内	—																			
2) 利子補給制度	<p>中小企業制度資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>借り入れた金額の 100分の1以内</td> <td>借り入れた金額の 100分の1.5以内</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>10万円</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小企業振興資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>支払った利子の 100分の2以内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>予算の範囲</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		広見町	日吉村	補助率	借り入れた金額の 100分の1以内	借り入れた金額の 100分の1.5以内	補助限度額	10万円	12万円		広見町	日吉村	補助率	支払った利子の 100分の2以内	—	補助限度額	予算の範囲	—	<p>中小企業の育成、振興を図るために制度は継続するが、近年の経済情勢を踏まえた上で補助率の見直しを行い、新たな制度として定める。</p> <p>ただし、平成16年分については現行のままとし、平成17年分から新町の制度として適用する。</p>	
	広見町	日吉村																			
補助率	借り入れた金額の 100分の1以内	借り入れた金額の 100分の1.5以内																			
補助限度額	10万円	12万円																			
	広見町	日吉村																			
補助率	支払った利子の 100分の2以内	—																			
補助限度額	予算の範囲	—																			
3) 企業誘致促進事業	<p>広見町工業立地促進要綱 概要</p> <p>【奨励金】 指定業種の工場新設増設に対し、企業に交付する。</p> <p>①指定業種：中小企業のうち、新增設の製造業</p> <p>②対象：新增設で常用労働者10人以上及び投資固定資産額3,000万円以上</p> <p>③金額：工場立地奨励金 1/100 《300万円を限度》 雇用促進奨励金 5万円/人（Uターン者8万円/人） 環境保全奨励金 1,500円/㎡ 《500万円を限度》 産業育成補助金 《適当と認められた額》</p> <p>④使 途：環境保全施設、福利厚生施設、防災保安施設</p>	<p>企業誘致促進のため、広見町において要綱が定められているが、日吉村には要綱等はない。</p> <p>新町移行後は、住民の雇用促進を図るため、広見町の例により制度を設ける。</p>																			

項 目	現 況	具 体 的 調 整 方 針				
4) 観光関連施設	<p>主な観光関連施設</p> <table border="1" data-bbox="602 260 1596 466"> <thead> <tr> <th data-bbox="602 260 1101 302">広見町</th> <th data-bbox="1101 260 1596 302">日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="602 302 1101 466">成川溪谷休養センター 森の三角ぼうし</td> <td data-bbox="1101 302 1596 466">節安ふれあいの森 日吉夢産地</td> </tr> </tbody> </table>	広見町	日吉村	成川溪谷休養センター 森の三角ぼうし	節安ふれあいの森 日吉夢産地	<p>観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。</p>
広見町	日吉村					
成川溪谷休養センター 森の三角ぼうし	節安ふれあいの森 日吉夢産地					

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（建設業務）の取扱い	関係項目	19 建設業務																																																																							
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会																																																																							
基本調整方針	1 各種事業、工事等に係る分担金については、新町において新たに制度を定める。 2 建設課直営班は、原則として新町に引き継ぐこととするが、組織・勤務体制等については、新町移行後、速やかに調整を図る。 3 里道管理については、新たに制度を設ける。 4 公営住宅については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については新たな基準を設ける。 5 その他の建設業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。		担当分科会名 建設分科会 調整方針確認日 平成 年 月 日																																																																							
	項目	現況	具体的調整方針																																																																							
	広見町	日吉村																																																																								
1) 分担金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>賦課基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">舗装新設事業</td> <td>一般地区 査定事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>辺地 査定事業費の 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>都市下水道整備事業</td> <td>査定事業費の 100 分の 20</td> </tr> <tr> <td>簡易排水路整備事業</td> <td>査定事業費の 100 分の 20</td> </tr> <tr> <td>集会施設整備事業</td> <td>補助基準額の 100 分の 35</td> </tr> <tr> <td>陽だまりの部屋備品整備事業</td> <td>査定事業費の 100 分の 35</td> </tr> <tr> <td>有線放送施設整備事業</td> <td>査定事業費の 100 分の 35</td> </tr> <tr> <td>防火水槽整備事業 消防車庫・詰所整備事業 (合体施工分)</td> <td>補助残額の 100 分の 35</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ防災対策事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 3</td> </tr> <tr> <td>国庫補助林道開設・改良事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>県費補助林道開設・改良事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>国庫補助林道舗装事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>県費補助林道舗装事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>林道施設災害復旧事業 (奥地・幹線)</td> <td>補助対象額の 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>林道施設災害復旧事業 (その他)</td> <td>補助対象額の 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>治山施設災害復旧事業 林地崩壊防止事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 3</td> </tr> <tr> <td>治山施設災害復旧事業 県単独治山事業</td> <td>補助対象額の 100 分の 5</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	賦課基準	舗装新設事業	一般地区 査定事業費の 100 分の 10	辺地 査定事業費の 100 分の 5	都市下水道整備事業	査定事業費の 100 分の 20	簡易排水路整備事業	査定事業費の 100 分の 20	集会施設整備事業	補助基準額の 100 分の 35	陽だまりの部屋備品整備事業	査定事業費の 100 分の 35	有線放送施設整備事業	査定事業費の 100 分の 35	防火水槽整備事業 消防車庫・詰所整備事業 (合体施工分)	補助残額の 100 分の 35	がけ崩れ防災対策事業	補助対象額の 100 分の 5	農業集落排水事業	補助対象額の 100 分の 3	国庫補助林道開設・改良事業	補助対象額の 100 分の 5	県費補助林道開設・改良事業	補助対象額の 100 分の 7	国庫補助林道舗装事業	補助対象額の 100 分の 5	県費補助林道舗装事業	補助対象額の 100 分の 7	林道施設災害復旧事業 (奥地・幹線)	補助対象額の 100 分の 5	林道施設災害復旧事業 (その他)	補助対象額の 100 分の 7	治山施設災害復旧事業 林地崩壊防止事業	補助対象額の 100 分の 3	治山施設災害復旧事業 県単独治山事業	補助対象額の 100 分の 5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分担金を徴する事件</th> <th>分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活道路開設</td> <td>総事業費の 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>林道開設</td> <td>総事業費の 100 分の 10 ただし、諸規定は改正前に同じ</td> </tr> <tr> <td>農道開設</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水施設整備</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>農地農業用施設災害復旧</td> <td>総事業費の 100 分の 20</td> </tr> <tr> <td>集会所整備</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設及び小規模水道整備</td> <td>メーター1個7万円 2個目から5万円</td> </tr> <tr> <td>難視聴テレビ放送共同受信施設</td> <td>1世帯につき 30,000円</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ防災対策事業</td> <td>総事業費の 100 分の 15</td> </tr> <tr> <td>農業構造改善事業 (区画整理)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>農業構造改善事業 (農用地造成)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>中山間地域農村活性化 総合整備事業 (農業用排水施設)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>中山間地域農村活性化 総合整備事業 (ほ場整備)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>中山間地域農村活性化 総合整備事業 (農地防災)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>山村振興等農林漁業特別 対策事業 (区画整理)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>山村振興等農林漁業特別 対策事業 (農道開設)</td> <td>総事業費の 100 分の 10</td> </tr> </tbody> </table>	分担金を徴する事件	分担金の額	生活道路開設	総事業費の 100 分の 5	林道開設	総事業費の 100 分の 10 ただし、諸規定は改正前に同じ	農道開設	総事業費の 100 分の 10	かんがい排水施設整備	総事業費の 100 分の 10	農地農業用施設災害復旧	総事業費の 100 分の 20	集会所整備	総事業費の 100 分の 10	飲料水供給施設及び小規模水道整備	メーター1個7万円 2個目から5万円	難視聴テレビ放送共同受信施設	1世帯につき 30,000円	がけ崩れ防災対策事業	総事業費の 100 分の 15	農業構造改善事業 (区画整理)	総事業費の 100 分の 10	農業構造改善事業 (農用地造成)	総事業費の 100 分の 10	中山間地域農村活性化 総合整備事業 (農業用排水施設)	総事業費の 100 分の 10	中山間地域農村活性化 総合整備事業 (ほ場整備)	総事業費の 100 分の 10	中山間地域農村活性化 総合整備事業 (農地防災)	総事業費の 100 分の 10	山村振興等農林漁業特別 対策事業 (区画整理)	総事業費の 100 分の 10	山村振興等農林漁業特別 対策事業 (農道開設)	総事業費の 100 分の 10	分担金徴収に係る事業種別、分担金の率に相違があるため、総合的な見直しを行う。この際、特定の地域に限定される事業については、応分の分担金を徴するものとする。
事業種別	賦課基準																																																																									
舗装新設事業	一般地区 査定事業費の 100 分の 10																																																																									
	辺地 査定事業費の 100 分の 5																																																																									
都市下水道整備事業	査定事業費の 100 分の 20																																																																									
簡易排水路整備事業	査定事業費の 100 分の 20																																																																									
集会施設整備事業	補助基準額の 100 分の 35																																																																									
陽だまりの部屋備品整備事業	査定事業費の 100 分の 35																																																																									
有線放送施設整備事業	査定事業費の 100 分の 35																																																																									
防火水槽整備事業 消防車庫・詰所整備事業 (合体施工分)	補助残額の 100 分の 35																																																																									
がけ崩れ防災対策事業	補助対象額の 100 分の 5																																																																									
農業集落排水事業	補助対象額の 100 分の 3																																																																									
国庫補助林道開設・改良事業	補助対象額の 100 分の 5																																																																									
県費補助林道開設・改良事業	補助対象額の 100 分の 7																																																																									
国庫補助林道舗装事業	補助対象額の 100 分の 5																																																																									
県費補助林道舗装事業	補助対象額の 100 分の 7																																																																									
林道施設災害復旧事業 (奥地・幹線)	補助対象額の 100 分の 5																																																																									
林道施設災害復旧事業 (その他)	補助対象額の 100 分の 7																																																																									
治山施設災害復旧事業 林地崩壊防止事業	補助対象額の 100 分の 3																																																																									
治山施設災害復旧事業 県単独治山事業	補助対象額の 100 分の 5																																																																									
分担金を徴する事件	分担金の額																																																																									
生活道路開設	総事業費の 100 分の 5																																																																									
林道開設	総事業費の 100 分の 10 ただし、諸規定は改正前に同じ																																																																									
農道開設	総事業費の 100 分の 10																																																																									
かんがい排水施設整備	総事業費の 100 分の 10																																																																									
農地農業用施設災害復旧	総事業費の 100 分の 20																																																																									
集会所整備	総事業費の 100 分の 10																																																																									
飲料水供給施設及び小規模水道整備	メーター1個7万円 2個目から5万円																																																																									
難視聴テレビ放送共同受信施設	1世帯につき 30,000円																																																																									
がけ崩れ防災対策事業	総事業費の 100 分の 15																																																																									
農業構造改善事業 (区画整理)	総事業費の 100 分の 10																																																																									
農業構造改善事業 (農用地造成)	総事業費の 100 分の 10																																																																									
中山間地域農村活性化 総合整備事業 (農業用排水施設)	総事業費の 100 分の 10																																																																									
中山間地域農村活性化 総合整備事業 (ほ場整備)	総事業費の 100 分の 10																																																																									
中山間地域農村活性化 総合整備事業 (農地防災)	総事業費の 100 分の 10																																																																									
山村振興等農林漁業特別 対策事業 (区画整理)	総事業費の 100 分の 10																																																																									
山村振興等農林漁業特別 対策事業 (農道開設)	総事業費の 100 分の 10																																																																									

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針									
2) 直営事業	建設課直営班 <table border="1" data-bbox="560 235 1418 411"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 235 851 296"></th> <th data-bbox="851 235 1133 296">広見町</th> <th data-bbox="1133 235 1418 296">日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 296 851 350">一般職</td> <td data-bbox="851 296 1133 350">1</td> <td data-bbox="1133 296 1418 350">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 350 851 411">嘱託職員</td> <td data-bbox="851 350 1133 411">4</td> <td data-bbox="1133 350 1418 411">4</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	一般職	1	2	嘱託職員	4	4	町村道の維持、管理に際し、国庫補助、県費補助の事業採択基準に合致しないものについては町村単独で実施しており、直営班については現行のまま新町に引き継ぎ、組織・勤務体制等については、速やかに調整する。
	広見町	日吉村										
一般職	1	2										
嘱託職員	4	4										
3) 里道	広 見 町 (維持管理) 原則、利用者が管理を行う。	日 吉 村 (維持管理) 原則利用者が管理を行う。 生活道については、申請があれば建設課直営班が行う。(材料費は個人負担) 建設課直営班にて維持管理。	里道については、新たな維持管理の基準を設ける。									
4) 公営住宅	公営住宅戸数 252戸 入居者選考委員会 常任委員 委員長(助役) 1名 町議会議員 1名 民生委員代表 1名 総務・建設課 2名 特別委員 各地区区長会代表 5名 民生委員地区総務 4名 学識経験者 計 14名	公営住宅戸数 87戸 入居者選考委員会 委員長(助役) 1名 区長代表 1名 民生委員代表 1名 総務・福祉課長 2名 計 5名	公営住宅については、現行のまま新町に引き継ぎ、住宅管理条例を整備し、新たな管理基準を設ける。 入居者選考委員会については、新たな基準を設け、組織する。									

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（水道業務）の取扱い		関係項目	22 水道業務		
事務・事業・制度名等			担当部会名等	産業建設部会	担当分科会名 水道分科会	
基本調整方針	1 給水施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。				調整方針確認日	
	2 広見町の水道企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計については、現行のまま新町に引き継ぐ。				平成 年 月 日	
	3 検針及び料金徴収については、現行のまま新町に引き継ぐ。					
項目	現 況			具 体 的 調 整 方 針		
1)給水施設	水道名称		給水地区	給水人口		
	広見町	企業水道	近永、北川、奈良、永野市、中野川、芝、吉波、西仲、東仲、内深田、沢松、成藤、国遠、清延、出目、興野々、岩谷、上川、小倉、小西野々 広見、下大野の一部、小松清詰の一部		8,400人	
		愛治簡易水道	清水、生田、畔屋、大宿、西野々		1,093人	
		下大野簡易水道	下大野中、中尾坂、上、奥		164人	
		小松簡易水道	清詰の一部、富東、富松、富西、久保、長穂の一部		317人	
		延川簡易水道	長穂、小野川		141人	
	野地簡易水道	小越、野地、上		258人		
日吉村	下鍵山簡易水道	下鍵山、上大野、下本村、川口、下本村1組、下本村2組、出口 上鍵山上本村の一部、		1,399人		
その他、条例水道及び小規模水道有り						
2)会計	広 見 町		日 吉 村		広見町の企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計については、現行のまま新町に引き継ぐ。	
	企業会計		簡易水道特別会計			
3)検針及び 料金徴収			広見町	日吉村		
	検針方法		委託契約による（9人）	委託		
	検針回数		毎月検針	毎月検針		
	検針委託料		3,740,000円/年（65～120円/件）	65円～100円/件		
	徴収方法		毎月検針・税等の徴収方法に同じ	毎月検針・税等の徴収方法に同じ		
	徴収回数		毎月徴収	毎月徴収		
	料金徴収方法別割合	口座振替	58.3%	60.2%		
		組入	34.1%	28.7%		
その他		7.6%	11.1%			
検針方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、検針委託料については、統一した金額に調整する。 料金徴収については、町税等の徴収方法に倣い徴収する。						

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（農業委員会業務）の取扱い	関係項目	23 農業委員会業務				
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会	担当分科会名	農業委員会分科会		
基本調整方針	農業委員会業務は、現行のまま新町に引き継ぐ。			調整方針確認日			
				平成 年 月 日			
項目	現		況				
	広見町		日吉村				
1) 農業委員会	1. 組織 事務局長 1人 事務局次長 1人 主査 1人 2. 所掌事務 (1) 農地転用届件数 (平成13年度実績)		1. 組織 事務局長 1人 上級専門員 1人 2. 所掌事務 (1) 農地転用届件数 (平成13年度実績)			農業委員会業務については、2町村で事務取扱件数等には差があるが、農地法等に基づき、実施されており、事務内容は同じであるので、現行のまま新町に引き継ぐ。	
	区分	内容	件数	面積 (a)			
				田	畑		計
	農地法第3条 (委員会許可)	所有権移転	66	408.54	225.07		633.61
		権利の設定	5	89.26	13.49		102.75
	農地法第3条 (県知事許可)	所有権移転	3	77.09	0		77.09
		権利の設定	0	0	0		0
	計		74	574.89	238.56		813.45
	農地法第4条	許可	10	44.60	16.57		61.17
		届出	0	0	0		0
	計		10	44.60	16.57		61.17
	農地法第5条	許可	29	25.53	63.03		88.56
届出		0	0	0	0		
計		29	25.53	63.03	88.56		
区分	内容	件数	面積 (a)				
			田	畑	計		
農地法第3条 (委員会許可)	所有権移転	6	49	48	97		
	権利の設定	0	0	0	0		
農地法第3条 (県知事許可)	所有権移転	0	0	0	0		
	権利の設定	0	0	0	0		
計		6	49	48	97		
農地法第4条	許可	1	0	3	3		
	届出	0	0	0	0		
計		1	0	3	3		
農地法第5条	許可	3	9	2	11		
	届出	0	0	0	0		
計		3	9	2	11		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱い	関係項目	25 戸籍住民業務																																																																																															
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会	担当分科会名	戸籍住民分科会																																																																																													
基本調整方針	<p>1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の各業務については、基本的に現行どおり新町に引き継ぐこととするが、各種様式の類については、現行広見町の様式に倣ったものを新たに作成する。</p> <p>2 住民窓口としては、本庁でのサービスを基本とし、支所、連絡所での各種届出、証明書等の発行など、更なる住民サービスの向上を目指すものとする。</p> <p>3 祝い金制度については廃止する。ただし、新町移行後、当該制度の内容を再検討し、必要に応じ新しく制度を定める。</p>	調整方針確認日																																																																																																
		平成 年 月 日																																																																																																
項目	現況	具体的調整方針																																																																																																
1) 戸籍業務	<p>統一が必要な様式等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍閲覧簿 ・ 受理証明様式 ・ 改葬申請書、許可書 ・ 戸籍謄抄本交付申請書・委任状 ・ 埋葬申請書、許可書 ・ 戸籍附票 	業務内容については、2町村とも差異はほとんど無いが、申請様式などはそれぞれ異なるため、現行広見町の様式に倣って統一を図ることとする。																																																																																																
2) 住民基本台帳業務	<p>統一が必要な様式等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票交付申請書 ・ 住民票原本様式 ・ 転出証明書受理通知 ・ 住民票証明様式 ・ 住民異動申請書 ・ 身分証明書様式 	業務内容については、2町村とも差異はほとんど無いが、申請様式などはそれぞれ異なるため、現行広見町の様式に倣って統一を図ることとする。																																																																																																
3) 印鑑登録業務	<p>統一が必要な様式等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録・証明申請書等様式 ・ 印鑑証明登録原票様式 ・ 印鑑証明書様式 	業務内容については、2町村とも差異はほとんど無いが、申請様式などはそれぞれ異なるため、現行広見町の様式に倣って統一を図ることとする。																																																																																																
4) 住民窓口対応	<p>合併後は、支所、連絡所でも各種証明書等の発行が出来るよう、現在の住民サービスを低下させない、より一層のサービスの向上を目指す。</p> <p>【現在の窓口での対応状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="15">広 見 町</th> <th colspan="3">日 吉 村</th> </tr> <tr> <th colspan="3">本 庁</th> <th colspan="3">好 藤 連 絡 所</th> <th colspan="3">愛 治 連 絡 所</th> <th colspan="3">三 島 連 絡 所</th> <th colspan="3">泉 連 絡 所</th> <th colspan="3">本 庁</th> </tr> <tr> <th>戸籍</th><th>住民票</th><th>印鑑</th> <th>戸籍</th><th>住民票</th><th>印鑑</th> <th>戸籍</th><th>住民票</th><th>印鑑</th> <th>戸籍</th><th>住民票</th><th>印鑑</th> <th>戸籍</th><th>住民票</th><th>印鑑</th> <th>戸籍</th><th>住民票</th><th>印鑑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平 日</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>土 日 祝 日</td> <td>△</td><td>×</td><td>×</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td> <td>×</td><td>×</td><td>×</td> <td>△</td><td>×</td><td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○印：届出・登録、証明書等発行 △印：一部の業務のみ（死亡届の受理、婚姻届等の受領） ×印：対応なし</p>						広 見 町															日 吉 村			本 庁			好 藤 連 絡 所			愛 治 連 絡 所			三 島 連 絡 所			泉 連 絡 所			本 庁			戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	平 日	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	土 日 祝 日	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×
	広 見 町															日 吉 村																																																																																		
	本 庁			好 藤 連 絡 所			愛 治 連 絡 所			三 島 連 絡 所			泉 連 絡 所			本 庁																																																																																		
	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑	戸籍	住民票	印鑑																																																																																
平 日	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○																																																																																
土 日 祝 日	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×																																																																																

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（国保業務）の取扱い	関係項目	2 6 国保業務																																																																																															
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会																																																																																															
基本調整方針	1 国民健康保険税の税率は、合併年度は旧町村の例によるものとし、平成 17 年度から統一した率を設定する。		調整方針確認日 平成 年 月 日																																																																																															
	2 国民健康保険税の納期については、平成 16 年度は旧町村の例によるものとし、平成 17 年度からは全 8 期とし、地方税の納期を十分に勘案し、一時期に負担が集中しないよう調整をする。																																																																																																	
	3 国民健康保険の保健事業については、基本的に広見町の例による。																																																																																																	
	4 その他の国民健康保険業務については、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、それぞれ定めるものとする。																																																																																																	
項目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																																																																																															
1) 国民健康保険税 賦課・納期	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">賦課方式</td> <td>4 方式</td> <td>4 方式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽減割合</td> <td>7・5・2 割軽減</td> <td>7・5・2 割軽減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賦課期日</td> <td>4 月 1 日</td> <td>4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 期</td> <td>8 期</td> <td>8 期</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">納 期 限</td> <td>第 1 期</td> <td>5 月 1 日～ 5 月 31 日</td> <td>4 月 1 日～ 4 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>第 2 期</td> <td>8 月 1 日～ 8 月 31 日</td> <td>6 月 1 日～ 6 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>第 3 期</td> <td>9 月 1 日～ 9 月 30 日</td> <td>7 月 1 日～ 7 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 4 期</td> <td>10 月 1 日～ 10 月 31 日</td> <td>9 月 1 日～ 9 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>第 5 期</td> <td>11 月 1 日～ 11 月 30 日</td> <td>10 月 1 日～ 10 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 6 期</td> <td>12 月 1 日～ 12 月 25 日</td> <td>12 月 1 日～ 12 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>第 7 期</td> <td>翌 1 月 1 日～ 1 月 31 日</td> <td>翌 1 月 1 日～ 1 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 8 期</td> <td>2 月 1 日～ 2 月 末 日</td> <td>3 月 1 日～ 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 9 期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 10 期</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保険税率 (平成 15 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="2">広 見 町</th> <th colspan="2">日 吉 村</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>医療分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">保 險 税 率</td> <td rowspan="2">応 能</td> <td>所得割</td> <td>9.60%</td> <td>1.30%</td> <td>8.00%</td> <td>1.30%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>49.00%</td> <td>6.80%</td> <td>45.00%</td> <td>7.00%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応 益</td> <td>均等割</td> <td>24,000 円</td> <td>6,200 円</td> <td>18,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>26,300 円</td> <td>3,600 円</td> <td>21,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">賦課限度額</td> <td>530,000 円</td> <td>80,000 円</td> <td>530,000 円</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				広 見 町	日 吉 村	賦課方式		4 方式	4 方式	軽減割合		7・5・2 割軽減	7・5・2 割軽減	賦課期日		4 月 1 日	4 月 1 日	納 期		8 期	8 期	納 期 限	第 1 期	5 月 1 日～ 5 月 31 日	4 月 1 日～ 4 月 30 日	第 2 期	8 月 1 日～ 8 月 31 日	6 月 1 日～ 6 月 30 日	第 3 期	9 月 1 日～ 9 月 30 日	7 月 1 日～ 7 月 31 日	第 4 期	10 月 1 日～ 10 月 31 日	9 月 1 日～ 9 月 30 日	第 5 期	11 月 1 日～ 11 月 30 日	10 月 1 日～ 10 月 31 日	第 6 期	12 月 1 日～ 12 月 25 日	12 月 1 日～ 12 月 25 日	第 7 期	翌 1 月 1 日～ 1 月 31 日	翌 1 月 1 日～ 1 月 31 日	第 8 期	2 月 1 日～ 2 月 末 日	3 月 1 日～ 3 月 31 日	第 9 期			第 10 期						広 見 町		日 吉 村					医療分	介護分	医療分	介護分	保 險 税 率	応 能	所得割	9.60%	1.30%	8.00%	1.30%	資産割	49.00%	6.80%	45.00%	7.00%	応 益	均等割	24,000 円	6,200 円	18,000 円	6,000 円	平等割	26,300 円	3,600 円	21,000 円	4,000 円	賦課限度額			530,000 円	80,000 円	530,000 円	80,000 円	<p>平成 16 年度は旧町村の例によるものとし、平成 17 年度からの保険税率については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設置し設定することとする。 その他の項目については以下のとおりとする。</p> <p>賦課方式 4 方式 (所得割・資産割・均等割・平等割)</p> <p>保険税率 国民健康保険事業の運営確保に見合う税率を定める。</p> <p>軽減割合 7・5・2 割軽減を設定する。</p> <p>基礎課税額の 賦課限度額 530,000 円 (地方税法に準じる。)</p> <p>賦課期日 4 月 1 日</p> <p>納 期 全 8 期とし、他の町税の納期とを勘案しながら調整をする。</p> <p>※国民健康保険税のうち介護分については上記に準じる。 (賦課限度額は 80,000 円)</p>
		広 見 町	日 吉 村																																																																																															
賦課方式		4 方式	4 方式																																																																																															
軽減割合		7・5・2 割軽減	7・5・2 割軽減																																																																																															
賦課期日		4 月 1 日	4 月 1 日																																																																																															
納 期		8 期	8 期																																																																																															
納 期 限	第 1 期	5 月 1 日～ 5 月 31 日	4 月 1 日～ 4 月 30 日																																																																																															
	第 2 期	8 月 1 日～ 8 月 31 日	6 月 1 日～ 6 月 30 日																																																																																															
	第 3 期	9 月 1 日～ 9 月 30 日	7 月 1 日～ 7 月 31 日																																																																																															
	第 4 期	10 月 1 日～ 10 月 31 日	9 月 1 日～ 9 月 30 日																																																																																															
	第 5 期	11 月 1 日～ 11 月 30 日	10 月 1 日～ 10 月 31 日																																																																																															
	第 6 期	12 月 1 日～ 12 月 25 日	12 月 1 日～ 12 月 25 日																																																																																															
	第 7 期	翌 1 月 1 日～ 1 月 31 日	翌 1 月 1 日～ 1 月 31 日																																																																																															
	第 8 期	2 月 1 日～ 2 月 末 日	3 月 1 日～ 3 月 31 日																																																																																															
	第 9 期																																																																																																	
	第 10 期																																																																																																	
			広 見 町		日 吉 村																																																																																													
			医療分	介護分	医療分	介護分																																																																																												
保 險 税 率	応 能	所得割	9.60%	1.30%	8.00%	1.30%																																																																																												
		資産割	49.00%	6.80%	45.00%	7.00%																																																																																												
	応 益	均等割	24,000 円	6,200 円	18,000 円	6,000 円																																																																																												
		平等割	26,300 円	3,600 円	21,000 円	4,000 円																																																																																												
賦課限度額			530,000 円	80,000 円	530,000 円	80,000 円																																																																																												

項 目	現 況			具 体 的 調 整 方 針																																																			
2) 保険税収納関係	<p>納税組合、口座振替の状況</p> <table border="1" data-bbox="522 228 1516 401"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税組合</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>口座振替</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				広 見 町	日 吉 村	納税組合	○	○	口座振替	○	○	<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>																																										
	広 見 町	日 吉 村																																																					
納税組合	○	○																																																					
口座振替	○	○																																																					
3) 滞納対策	<p>(督促状) 納期限から20日以内に督促状を送付（両町村とも同じ）</p> <p>(資格関係) 「国民健康保険税滞納世帯に係る被保険者証及び資格証明書の更新事務取扱要領」 両町村とも制定済み</p>			<p>国保事業の円滑な運営のため、現在の実施されている滞納対策を引き継ぐものとする。</p>																																																			
4) 被保険者証	<p>被保険者証の状況</p> <table border="1" data-bbox="522 743 1754 1075"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">使用期間</td> <td>2年更新</td> <td>2年更新</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交付方法</td> <td>完納世帯</td> <td>地区別単位で担当者が出向き交付</td> <td>組長に依頼して交付</td> </tr> <tr> <td>滞納世帯</td> <td>窓口交付</td> <td>窓口交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検証方法</td> <td>旧保険証と交換</td> <td>代表者が保険証を役場へ持参</td> </tr> </tbody> </table> <p>被保険者証のカード化 現在の被保険者証は、1世帯に1枚交付しているが、平成12年の国民健康保険法施行規則の改正に伴い、被保険者の利便性を図るため、1人1枚のカード様式を採用することができる。</p>					広 見 町	日 吉 村	使用期間		2年更新	2年更新	交付方法	完納世帯	地区別単位で担当者が出向き交付	組長に依頼して交付	滞納世帯	窓口交付	窓口交付	検証方法		旧保険証と交換	代表者が保険証を役場へ持参	<p>被保険者証の使用期間は1年間とし、カード化する方向で検討する。</p>																																
		広 見 町	日 吉 村																																																				
使用期間		2年更新	2年更新																																																				
交付方法	完納世帯	地区別単位で担当者が出向き交付	組長に依頼して交付																																																				
	滞納世帯	窓口交付	窓口交付																																																				
検証方法		旧保険証と交換	代表者が保険証を役場へ持参																																																				
5) 保健事業	<table border="1" data-bbox="522 1247 1754 1923"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">医療費通知</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健康世帯表彰</td> <td>○ (表彰状、記念品)</td> <td>○ (表彰状、記念品)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">はり・きゅう施術補助金</td> <td>○ (1人10回/月限度)</td> <td>○※ はり (1人3回/月限度) きゅう (1人1回/月限度)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本診査事業補助金</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">がん検診事業補助金</td> <td>胃がん</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>肺がん (CR)</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>肺がん (CT)</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乳がん(マンモグラフィ)</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人間ドック補助金</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">超音波検診事業補助金</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※全村民対象</p>					広 見 町	日 吉 村	医療費通知		○	○	健康世帯表彰		○ (表彰状、記念品)	○ (表彰状、記念品)	はり・きゅう施術補助金		○ (1人10回/月限度)	○※ はり (1人3回/月限度) きゅう (1人1回/月限度)	基本診査事業補助金		○	-	がん検診事業補助金	胃がん	○	○	子宮がん	○	○	大腸がん	○	-	乳がん	○	-	肺がん (CR)	○	-	肺がん (CT)	○	-		乳がん(マンモグラフィ)	○	-	人間ドック補助金		○	○	超音波検診事業補助金		○	-	<p>国保保健事業については、国民健康保険被保険者を対象とし、基本的を広見町の例により平成17年度から統一する。 ただし、超音波検診事業補助金については、人間ドックに超音波検診をメニュー化しているため廃止する。</p>
		広 見 町	日 吉 村																																																				
医療費通知		○	○																																																				
健康世帯表彰		○ (表彰状、記念品)	○ (表彰状、記念品)																																																				
はり・きゅう施術補助金		○ (1人10回/月限度)	○※ はり (1人3回/月限度) きゅう (1人1回/月限度)																																																				
基本診査事業補助金		○	-																																																				
がん検診事業補助金	胃がん	○	○																																																				
	子宮がん	○	○																																																				
	大腸がん	○	-																																																				
	乳がん	○	-																																																				
	肺がん (CR)	○	-																																																				
	肺がん (CT)	○	-																																																				
	乳がん(マンモグラフィ)	○	-																																																				
人間ドック補助金		○	○																																																				
超音波検診事業補助金		○	-																																																				

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針															
6)任意給付の状況	<table border="1" data-bbox="572 220 1727 413"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 220 890 283"></th> <th data-bbox="890 220 1308 283">広 見 町</th> <th data-bbox="1308 220 1727 283">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 283 890 346">葬 祭 費</td> <td data-bbox="890 283 1308 346">15,000 円</td> <td data-bbox="1308 283 1727 346">15,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 346 890 409">出産育児一時金</td> <td data-bbox="890 346 1308 409">300,000 円</td> <td data-bbox="1308 346 1727 409">300,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="557 415 765 447">2町村とも同額</p>			広 見 町	日 吉 村	葬 祭 費	15,000 円	15,000 円	出産育児一時金	300,000 円	300,000 円	<p data-bbox="1964 220 2813 294">現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、給付の方法については口座振込を実施している広見町の例による。</p>						
	広 見 町	日 吉 村																
葬 祭 費	15,000 円	15,000 円																
出産育児一時金	300,000 円	300,000 円																
7)国保運営協議会	<table border="1" data-bbox="572 531 1587 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 531 991 594"></th> <th data-bbox="991 531 1291 594">広 見 町</th> <th data-bbox="1291 531 1587 594">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 594 991 646">委 員 数</td> <td data-bbox="991 594 1291 646">15人</td> <td data-bbox="1291 594 1587 646">12人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 646 991 720">被保険者を代表する委員</td> <td data-bbox="991 646 1291 720">5人</td> <td data-bbox="1291 646 1587 720">4人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 720 991 835">保険医又は保険薬剤師を代表する委員</td> <td data-bbox="991 720 1291 835">5人</td> <td data-bbox="1291 720 1587 835">4人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 835 991 911">公益を代表する委員</td> <td data-bbox="991 835 1291 911">5人</td> <td data-bbox="1291 835 1587 911">4人</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	委 員 数	15人	12人	被保険者を代表する委員	5人	4人	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	5人	4人	公益を代表する委員	5人	4人	<p data-bbox="1964 531 2813 604">委員数の合計は3の倍数ということになるため、新町移行後、基準により調整する。</p> <p data-bbox="2009 646 2323 720">(参考) ○国民健康保険法施行令</p> <p data-bbox="1964 762 2813 919">(国民健康保険運営協議会の組織) 第三条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、<u>被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数</u>をもって組織する。</p>
	広 見 町	日 吉 村																
委 員 数	15人	12人																
被保険者を代表する委員	5人	4人																
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	5人	4人																
公益を代表する委員	5人	4人																

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（年金業務）の取扱い										関係項目	27 年金業務						
事務・事業・制度名等											担当部会名等	厚生部会		担当分科会名	年金分科会			
基本調整方針	年金業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。										調整方針確認日 平成 年 月 日							
																		現 況
1) 国民年金業務	町村名	年度	被保険者				不在被 保険者 (人)	免除被保険者			納付対 象被保 険者 (人)	検認対象月 数(月)	検認実施月 数(月)	検認率 (%)	福祉年 金受給 権者 (人)	国民年 金基金 加入者 (人)	国民年金受給状況	
			第1号被 保険者 (人)	任意加 入被保 険者 (人)	第3号 被保険 者 (人)	計 (人)		法定免除 者(人)	申請免除 者(人)	計 (人)							受給権者 (人)	総年金額
	広見町	H9	1,494	14	566	2,074	15	116	222	338	1,156	14,050	13,829	98.4	120	44	3,247	1,719,795 千円
		H10	1,517	14	532	2,063	6	113	227	340	1,185	14,099	13,894	98.5	87	42	3,287	1,819,465 千円
		H11	1,516	19	529	2,064	1	116	250	366	1,168	14,392	13,879	96.4	68	39	3,372	1,926,340 千円
		H12	1,551	21	548	2,120	1	119	309	428	1,143	13,844	13,360	96.5	55	39	3,440	2,006,525 千円
		H13	1,547	20	560	2,127	1	121	275	396	1,170	13,988	12,991	92.9	39	50	3,489	2,073,736 千円
	日吉村	H9	264	2	84	350	6	28	39	67	193	2,263	2,149	95.0	19	1	688	360,514 千円
		H10	286	1	71	358		25	50	75	206	2,433	2,383	97.9	18	2	698	376,792 千円
		H11	290	1	71	362		22	61	83	208	2,470	2,356	95.4	18	1	707	392,321 千円
		H12	289	1	74	364		21	62	83	207	2,471	2,377	96.2	17	1	732	414,476 千円
		H13	292	3	75	370		18	53	71	224	2,724	2,485	91.2	14	1	732	423,119 千円

国民年金業務については、社会保険庁が定める「国民年金市町村事務処理基準」によるものであり、業務内容については調整の必要なし。

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（介護保険業務）の取扱い	関係項目	28 介護保険業務						
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会						
基本調整方針	<p>1 介護保険業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐこととする。</p> <p>2 介護保険料（1号被保険者）については、平成18年度から新たな保険料を定めるものとする。</p> <p>3 介護認定審査会は松野町及び新町で新たに設置する。</p>	調整方針確認日							
		平成 年 月 日							
項目	現 況	具 体 的 調 整 方 針							
1)介護給付の内容	<p>①居宅サービス費</p> <p>②施設サービス費</p> <p>③高額介護サービス費</p>	2町村間で相違がないため、現行のまま新町に引き継ぐ。							
2)資格管理事務	<p>介護被保険者証</p> <table border="1"> <tr> <td>町 村 名</td> <td>広見町</td> <td>日吉村</td> </tr> <tr> <td>被保険者証の有効期限</td> <td>6年</td> <td>6年</td> </tr> </table>	町 村 名	広見町	日吉村	被保険者証の有効期限	6年	6年	2町村間で相違がないため、現行のまま新町に引き継ぐこととするが、現被保険者証の町村名部分は訂正することとする。	
町 村 名	広見町	日吉村							
被保険者証の有効期限	6年	6年							
3)介護保険料 (第1号被保険者)	<p>第1号被保険者</p> <table border="1"> <tr> <td>町 村 名</td> <td>広見町</td> <td>日吉村</td> </tr> <tr> <td>基準保険料月額 (H14)</td> <td>2,500円</td> <td>2,250円</td> </tr> </table>	町 村 名	広見町	日吉村	基準保険料月額 (H14)	2,500円	2,250円	2町村間の保険料については、大きな差が無いことから、合併時（平成16年度～平成17年度）はそれぞれ現行のままとし、第3期介護保険計画期間となる平成18年度から統一するものとする。	
町 村 名	広見町	日吉村							
基準保険料月額 (H14)	2,500円	2,250円							
4)要介護・要支援 認定事務	介護認定審査会が三間町を含めた鬼北地区4町村（三間町、広見町、松野町、日吉村）で共同設置されており、今回の町村合併により見直す必要がある。	松野町及び新町で、新たに介護認定審査会を設置する。							

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（保健業務）の取扱い	関係項目	29 保健業務																		
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会	担当分科会名	保健分科会																
基本調整方針	保健業務については、町民の健康づくり推進のため、更なる事業の充実を目指すように調整を図る。			調整方針確認日																	
				平成 年 月 日																	
項目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																		
1)保健対策推進協議会	<p>日吉村で設置（日吉村保健対策推進協議会）</p> <p>目 的 住民の健康づくり対策、老人保健対策等、住民に密着した総合的地域保健対策を積極的に推進する。</p> <p>構成委員 医師及び歯科医師 2名 保健所代表 1名 地域住民代表 5名 地域団体代表 3名 計11名</p> <p>任 期 2年</p>		<p>現組織は、廃止の方向で検討する。</p> <p>ただし、住民の健康づくり推進のため新町において、新たな組織の検討を行う。</p>																		
2)母子保健事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母親学級</td> <td>育児サークル</td> </tr> <tr> <td>パパママ学級</td> <td>みんなで遊ぼう会</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親子教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>むし歯予防教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひまわり教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>思春期教室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		広 見 町	日 吉 村	母親学級	育児サークル	パパママ学級	みんなで遊ぼう会	育児相談		親子教室		むし歯予防教室		ひまわり教室		思春期教室		<p>現在実施されている事業は新町に引き継ぎ、当分の間は現行のまま継続し、随時調整を図るものとする。</p>		
広 見 町	日 吉 村																				
母親学級	育児サークル																				
パパママ学級	みんなで遊ぼう会																				
育児相談																					
親子教室																					
むし歯予防教室																					
ひまわり教室																					
思春期教室																					
3)老成人保健事業	<p>集団健康教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患教育 ・骨粗鬆症教育 ・病態別教育 ・薬剤教育 ・一般教育 <p>2町村とも老人保健法に基づき開催</p>		<p>2町村ともに、老人保健法に基づいて取り組んでいるため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>																		

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																																													
4) 基本健康診査	<p>健康診査項目及び個人負担金</p> <table border="1" data-bbox="587 258 1555 1125"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健康診査</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診（間接）</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>肺がんデジタル検診（CT）</td> <td>1,500円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〃（CR）</td> <td>500円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〃（CTCRセット）</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>400円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診（視触診）</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>〃（マンモグラフィ）</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>骨粗鬆症検診</td> <td>1,800円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>腹部超音波検診</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	基本健康診査	600円	600円	結核検診	無料	無料	肺がん検診（間接）	無料	無料	肺がんデジタル検診（CT）	1,500円	—	〃（CR）	500円	—	〃（CTCRセット）	2,000円	—	胃がん検診	1,000円	1,000円	大腸がん検診	400円	500円	子宮がん検診	800円	800円	乳がん検診（視触診）	400円	400円	〃（マンモグラフィ）	1,000円	1,000円	骨粗鬆症検診	1,800円	—	腹部超音波検診	1,000円	1,000円	前立腺がん検診	—	—	<p>疾病の早期発見、早期治療のため、広見町の例により診査項目の充実を図る。また、個人負担金は合併までに統一する。</p>
	広 見 町	日 吉 村																																														
基本健康診査	600円	600円																																														
結核検診	無料	無料																																														
肺がん検診（間接）	無料	無料																																														
肺がんデジタル検診（CT）	1,500円	—																																														
〃（CR）	500円	—																																														
〃（CTCRセット）	2,000円	—																																														
胃がん検診	1,000円	1,000円																																														
大腸がん検診	400円	500円																																														
子宮がん検診	800円	800円																																														
乳がん検診（視触診）	400円	400円																																														
〃（マンモグラフィ）	1,000円	1,000円																																														
骨粗鬆症検診	1,800円	—																																														
腹部超音波検診	1,000円	1,000円																																														
前立腺がん検診	—	—																																														

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目 事務・事業・制度名等	22 各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱い	関係項目 担当部会名等	30 高齢者福祉業務 厚生部会	担当分科会名 高齢者福祉分科会									
基本調整方針	1 敬老祝い金は廃止の方向で検討する。ただし、対応策として、介護手当支給制度を充実させる方向で検討する。 2 敬老会（敬老行事）については、70歳以上の高齢者を対象とする。なお、開催範囲は新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。 3 高齢者福祉にかかる各種事業については、内容を充実し新たに制度を設けることとする。			調整方針確認日 平成 年 月 日									
項目	現 況		具 体 的 調 整 方 針										
1)敬老祝い金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度廃止</td> <td>○健康長寿祝金 80歳以上 15,500円</td> </tr> </tbody> </table>		広 見 町	日 吉 村	制度廃止	○健康長寿祝金 80歳以上 15,500円	広見町は既に廃止されていることから、日吉村の現制度は平成15年度いっぱいまで廃止する。 対応策として、現在の在宅福祉サービスで一番苦勞が多い、寝たきり老人等を介護する家族に対する福祉施策である、介護手当支給制度を充実させる方向で対応する。						
広 見 町	日 吉 村												
制度廃止	○健康長寿祝金 80歳以上 15,500円												
2)敬老事業	敬老会 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催範囲</td> <td>公民館単位（5地区）</td> <td>全 村</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>70歳以上</td> <td>65歳以上</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	開催範囲	公民館単位（5地区）	全 村	対象者	70歳以上	65歳以上	対象年齢は、将来的な高齢者の人数を考慮し、70歳以上の高齢者を対象とする。 開催範囲等については、各地区のバランスを保つため、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。	
	広 見 町	日 吉 村											
開催範囲	公民館単位（5地区）	全 村											
対象者	70歳以上	65歳以上											
3)在宅介護支援センター 運営事業	2町村とも設置（実施）している。		現行のまま新町に引き継ぐが、各センターの位置づけについては、合併後速やかに検討する。										
4)高齢者福祉センター 運営事業	日吉村で実施。 内容：高齢者の生活支援、村民の福祉増進を主な目的とし、冬場、交通機関がないための利用、崖崩れの恐れがあるための避難、家族の入院等のためひとり暮らしが困難な方の利用等。		日吉村高齢者福祉センターは、診療所、保健センターに併設されており、利用者も少人数ではあるが、地域の特性からも、現行のまま新町に引き継ぐこととする。										

項 目	現 況			具 体 的 調 整 方 針
5)各種事業	県が示したメニュー事業、町村単独事業			高齢者の介護予防・生活支援のため、現在2町村で様々な事業が実施されているが、各事業の性格、内容等を十分検討したうえで、新町において調整する。
		広 見 町	日 吉 村	
	配食サービス事業	○	○	
	外出支援サービス事業		○	
	生きがい活動支援通所事業	○	○	
	生活管理指導員派遣事業	○	○	
	在宅介護用品支給事業	○	○	
	家族介護慰労事業	○		
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業		○	
	緊急通報体制等整備事業	○	○	
	転倒骨折予防事業		○	
	痴呆予防事業	○	○	
	高齢者食生活改善事業	○	○	
	家族介護事業		○	
	家族介護教室事業		○	
	高齢者地域支援体制整備・評価事業	○	○	
住宅改修支援事業	○			
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	○	○		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（社会福祉業務）の取扱い	関係項目	3 1 社会福祉業務																		
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会	担当分科会名 社会福祉分科会																	
基本調整方針	1 新町の障害者福祉計画については、平成18年度分から策定する。 2 民生児童委員協議会については、新たに組織する。			調整方針確認日																	
				平成 年 月 日																	
項目	現 況		具体的調整方針																		
1) 障害者福祉計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉計画策定の有無</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>計画年度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	障害者福祉計画策定の有無	×	×	計画年度	—	—	新町での障害者福祉計画は、平成18年度分から策定することとする。									
		広見町	日吉村																		
	障害者福祉計画策定の有無	×	×																		
計画年度	—	—																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員定数</td> <td>41人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td> 民生児童委員</td> <td>39人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td> 主任児童委員</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>委員一人当たりの担当世帯</td> <td>112世帯</td> <td>108世帯</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>平成13年12月1日～平成16年11月30日</td> <td>平成13年12月1日～平成16年11月30日</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	委員定数	41人	8人	民生児童委員	39人	7人	主任児童委員	2人	1人	委員一人当たりの担当世帯	112世帯	108世帯	任期	平成13年12月1日～平成16年11月30日	平成13年12月1日～平成16年11月30日	民生児童委員協議会は、合併に合わせ新しく組織する。 現委員については、任期が平成16年11月30日までとなっているため、新町移行後、委員定数、地区配分などについて上部行政機関と協議し調整を行う。	
	広見町	日吉村																			
委員定数	41人	8人																			
民生児童委員	39人	7人																			
主任児童委員	2人	1人																			
委員一人当たりの担当世帯	112世帯	108世帯																			
任期	平成13年12月1日～平成16年11月30日	平成13年12月1日～平成16年11月30日																			
2) 民生児童委員協議会																					

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（児童福祉業務）の取扱い	関係項目	33 児童福祉業務																																																		
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会	担当分科会名	児童福祉分科会																																																
基本調整方針	1 児童手当及び貸付金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。 2 保育所については、現行のまま新町に引き継ぐ。 3 保育所の保育時間、休日の取扱いについては、広見町の例により統一する。 4 特別保育事業については、各施設（地域）の実情に応じた事業を取り入れることとする。 5 保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度から新たに制度を設け、統一を図ることとする。			調整方針確認日 平成 年 月 日																																																	
	項目	現況		具体的調整方針																																																	
1) 児童手当及び貸付金等	手当及び貸付金等については、法令等で規定されており、2町村に特段の差異はない。		現行のまま新町に引き継ぐ。																																																		
2) 保育所の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">広見町</th> <th colspan="3">日吉村</th> </tr> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>入所者</th> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>入所者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近永保育所</td> <td>120</td> <td>97</td> <td>みどり保育園</td> <td>60</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>さくら保育所</td> <td>80</td> <td>81</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>好藤保育所</td> <td>50</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>清水保育所</td> <td>40</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小松保育所</td> <td>45</td> <td>38</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小倉保育所</td> <td>35</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		広見町			日吉村			保育所名	定員	入所者	保育所名	定員	入所者	近永保育所	120	97	みどり保育園	60	62	さくら保育所	80	81				好藤保育所	50	42				清水保育所	40	33				小松保育所	45	38				小倉保育所	35	32				保育所については、合併時は現行のままで新町に引き継ぐ。		
広見町			日吉村																																																		
保育所名	定員	入所者	保育所名	定員	入所者																																																
近永保育所	120	97	みどり保育園	60	62																																																
さくら保育所	80	81																																																			
好藤保育所	50	42																																																			
清水保育所	40	33																																																			
小松保育所	45	38																																																			
小倉保育所	35	32																																																			
3) 保育時間、休日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">保育時間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日から金曜日まで</td> <td>8時00分から 16時00分まで</td> <td>8時00分から 16時00分まで</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>8時00分から 12時00分まで</td> <td>8時00分から 12時00分まで</td> </tr> <tr> <td>早朝保育</td> <td>7時30分から 8時00分まで</td> <td>7時30分から 8時00分まで</td> </tr> <tr> <td>いのこり保育</td> <td>16時00分から 18時00分まで</td> <td>16時00分から 17時45分まで</td> </tr> </tbody> </table>		保育時間				広見町	日吉村	月曜日から金曜日まで	8時00分から 16時00分まで	8時00分から 16時00分まで	土曜日	8時00分から 12時00分まで	8時00分から 12時00分まで	早朝保育	7時30分から 8時00分まで	7時30分から 8時00分まで	いのこり保育	16時00分から 18時00分まで	16時00分から 17時45分まで	新たに制度を設ける。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>月曜日から金曜日まで</td> <td>8時00分 から 16時00分まで</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>8時00分 から 12時00分まで</td> </tr> <tr> <td>早朝保育</td> <td>7時30分 から 8時00分まで</td> </tr> <tr> <td>いのこり保育</td> <td>16時00分 から 18時00分まで</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>(1)日曜日 (2)国民の祝日（日曜日にあたるときは、その翌日） (3)年末年始に係る休日 (4)その他町長が認める日</td> </tr> <tr> <td>臨時休園</td> <td>園長は、非常変災その他特別な事情により臨時休園を必要とする場合は、速やかに町長の許可を受けて臨時休園をすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>			月曜日から金曜日まで	8時00分 から 16時00分まで	土曜日	8時00分 から 12時00分まで	早朝保育	7時30分 から 8時00分まで	いのこり保育	16時00分 から 18時00分まで	休日	(1)日曜日 (2)国民の祝日（日曜日にあたるときは、その翌日） (3)年末年始に係る休日 (4)その他町長が認める日	臨時休園	園長は、非常変災その他特別な事情により臨時休園を必要とする場合は、速やかに町長の許可を受けて臨時休園をすることができる。																		
保育時間																																																					
	広見町	日吉村																																																			
月曜日から金曜日まで	8時00分から 16時00分まで	8時00分から 16時00分まで																																																			
土曜日	8時00分から 12時00分まで	8時00分から 12時00分まで																																																			
早朝保育	7時30分から 8時00分まで	7時30分から 8時00分まで																																																			
いのこり保育	16時00分から 18時00分まで	16時00分から 17時45分まで																																																			
月曜日から金曜日まで	8時00分 から 16時00分まで																																																				
土曜日	8時00分 から 12時00分まで																																																				
早朝保育	7時30分 から 8時00分まで																																																				
いのこり保育	16時00分 から 18時00分まで																																																				
休日	(1)日曜日 (2)国民の祝日（日曜日にあたるときは、その翌日） (3)年末年始に係る休日 (4)その他町長が認める日																																																				
臨時休園	園長は、非常変災その他特別な事情により臨時休園を必要とする場合は、速やかに町長の許可を受けて臨時休園をすることができる。																																																				

項 目	現 況	具 体 的 調 整 方 針																																																										
4)特別保育事業	<p>延長保育促進事業、長時間延長保育促進基盤整備事業（延長保育）及び一時保育促進基盤事業（一時保育）を除く</p> <table border="1" data-bbox="537 275 1573 535"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所地域活動事業</td> <td>実施中</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>障害児保育事業</td> <td>実施中</td> <td>希望者があれば実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	広見町	日吉村	保育所地域活動事業	実施中	実施中	障害児保育事業	実施中	希望者があれば実施	<p>県の制度である特別保育事業については、各施設（地域）の実情に応じた事業、財政面を考慮したうえで実施すべきであるため、新町に移行後調整を図ることとする。</p>																																																	
事業名	広見町	日吉村																																																										
保育所地域活動事業	実施中	実施中																																																										
障害児保育事業	実施中	希望者があれば実施																																																										
5)保育料	<p>保育料算定シミュレーション 下記の条件に対し、一般的と思われる所得控除を適用し算定。</p> <p>世帯主（給与収入、固定資産なし） 妻（専業主婦） 子2人（3歳、5歳、保育園児）</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="445 1129 1923 1476"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年間収入額 (給与)</th> <th rowspan="2">所得税</th> <th colspan="2">町村民税</th> <th colspan="3">広 見 町</th> <th colspan="3">日 吉 村</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>1人目</th> <th>2人目</th> <th>計</th> <th>1人目</th> <th>2人目</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500,000円</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>円 15,000</td> <td>円 7,500</td> <td>円 22,500</td> <td>円 13,500</td> <td>円 6,750</td> <td>円 20,250</td> </tr> <tr> <td>3,500,000円</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>17,000</td> <td>8,500</td> <td>25,500</td> <td>16,500</td> <td>8,250</td> <td>24,750</td> </tr> <tr> <td>4,500,000円</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>19,200</td> <td>24,000</td> <td>43,200</td> <td>28,000</td> <td>14,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>5,500,000円</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>22,400</td> <td>28,000</td> <td>50,400</td> <td>32,000</td> <td>16,000</td> <td>48,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：課税あり ×：課税なし</p> <p>※ 保育所運営費については、国費及び県費が平成16年度から廃止される。 今後は、保育料算定についても、全面的見直しが必要となり、見直しの際には、統一した基準で見直しを行う。</p>	年間収入額 (給与)	所得税	町村民税		広 見 町			日 吉 村			所得割	均等割	1人目	2人目	計	1人目	2人目	計	2,500,000円	×	×	○	円 15,000	円 7,500	円 22,500	円 13,500	円 6,750	円 20,250	3,500,000円	×	○	○	17,000	8,500	25,500	16,500	8,250	24,750	4,500,000円	○	○	○	19,200	24,000	43,200	28,000	14,000	42,000	5,500,000円	○	○	○	22,400	28,000	50,400	32,000	16,000	48,000	<p>保育料については、合併年度となる平成16年度は現行のままとし、新町の負担割合も考慮に入れ、平成17年度から保育料徴収基準を統一する。</p>
年間収入額 (給与)	所得税			町村民税		広 見 町			日 吉 村																																																			
		所得割	均等割	1人目	2人目	計	1人目	2人目	計																																																			
2,500,000円	×	×	○	円 15,000	円 7,500	円 22,500	円 13,500	円 6,750	円 20,250																																																			
3,500,000円	×	○	○	17,000	8,500	25,500	16,500	8,250	24,750																																																			
4,500,000円	○	○	○	19,200	24,000	43,200	28,000	14,000	42,000																																																			
5,500,000円	○	○	○	22,400	28,000	50,400	32,000	16,000	48,000																																																			

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（診療所業務）の取扱い	関係項目	36 診療所業務																							
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会	担当分科会名	診療所分科会																					
基本調整方針	診療所業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとするが、新町としての一体性の確保と、住民が安心して暮らせる医療体制を確立するため、各診療所間での連携を図るものとする。			調整方針確認日																						
				平成 年 月 日																						
現 況			具体的調整方針																							
<p>1)施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設数</th> <th rowspan="2">病床数</th> <th colspan="2">病床の種類</th> </tr> <tr> <th>一般病床</th> <th>療養病床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>広見町……広見町国民健康保険愛治診療所・同三島診療所・同小倉診療所 日吉村……日吉村国民健康保険診療所</p>				施設数	病床数	病床の種類		一般病床	療養病床	広見町	3	12	12	0	日吉村	1	17	14	3	<p>診療所業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとするが、新町としての一体性の確保と、住民が安心して暮らせる医療体制を確立するため、各診療所間での連携を図るものとする。また、将来的に県立北宇和病院の動向も視野にいれ、基盤強化や統廃合の検討も行う。</p>						
	施設数	病床数				病床の種類																				
			一般病床	療養病床																						
広見町	3	12	12	0																						
日吉村	1	17	14	3																						
<p>2)職員数（臨時職員を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医師</th> <th>看護師</th> <th>検査技師等</th> <th>理学療法士</th> <th>管理栄養士</th> <th>事務員</th> <th>その他職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>				医師	看護師	検査技師等	理学療法士	管理栄養士	事務員	その他職員	広見町	2	5	0	0	0	7	0	日吉村	1	7	0	0	1	4	4
	医師	看護師	検査技師等	理学療法士	管理栄養士	事務員	その他職員																			
広見町	2	5	0	0	0	7	0																			
日吉村	1	7	0	0	1	4	4																			
<p>3)事業量・歳入歳出の状況</p> <p style="text-align: right;">平成13年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">事業量（人）</th> <th colspan="2">歳入歳出の状況（千円）</th> <th rowspan="2">繰入金</th> </tr> <tr> <th>外来患者数</th> <th>入院患者数</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td>11,097</td> <td>0</td> <td>222,786</td> <td>220,995</td> <td>28,063</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>11,658</td> <td>245</td> <td>194,972</td> <td>194,960</td> <td>55,506</td> </tr> </tbody> </table>				事業量（人）		歳入歳出の状況（千円）		繰入金	外来患者数	入院患者数	歳入	歳出	広見町	11,097	0	222,786	220,995	28,063	日吉村	11,658	245	194,972	194,960	55,506		
	事業量（人）			歳入歳出の状況（千円）		繰入金																				
	外来患者数	入院患者数	歳入	歳出																						
広見町	11,097	0	222,786	220,995	28,063																					
日吉村	11,658	245	194,972	194,960	55,506																					

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（学校教育業務）の取扱い	関係項目	37 学校教育業務																																																																							
事務・事業・制度名等		担当部会名等	文教部会																																																																							
基本調整方針	1 小・中学校区については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとする。 2 児童生徒の通学補助については、児童生徒の通学状況及び公共交通機関の状況を十分に勘案し、新たに制度を設ける。 3 スクールバス運行については、現行のまま新町に引き継ぐ。 4 学校給食については、現行のまま新町に引き継ぐ。 5 学校開放については、基準を統一する。 6 奨学資金については、新たに制度を設け、平成17年度就学者から適用する。	調整方針確認日																																																																								
		平成 年 月 日																																																																								
項目	現 況		具体的調整方針																																																																							
1)小学校・中学校	小学校 (平成14年5月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">学級数</th> <th rowspan="2">児童数</th> <th colspan="3">教職員数</th> <th rowspan="2">通学区域</th> </tr> <tr> <th>県費</th> <th>町費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広見町</td> <td>近永小学校</td> <td>広見町大字奈良 3774 番地</td> <td>11</td> <td>277</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>22</td> <td>近永、国遠（年則）、永野市、芝、中野川、奈良、北川、清延（三間川右岸区域）</td> </tr> <tr> <td>好藤小学校</td> <td>広見町大字内深田 805 番地の1</td> <td>7</td> <td>99</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>内深田、沢松、清延、国遠、成藤、東仲、西仲、吉波</td> </tr> <tr> <td>愛治小学校</td> <td>広見町大字清水 351 番地</td> <td>6</td> <td>69</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>清水、畔屋、生田、大宿、西野々</td> </tr> <tr> <td>三島小学校</td> <td>広見町大字延川 43 番地、44 番地</td> <td>6</td> <td>81</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>小松、久保、延川、川上、下大野、広見</td> </tr> <tr> <td>泉小学校</td> <td>広見町大字岩谷 233 番地の1～6</td> <td>6</td> <td>80</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>岩谷、上川、小倉、広見（轟）、小西野々、興野々、出目</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>日吉小学校</td> <td>日吉村大字下鍵山 807 番地</td> <td>7</td> <td>85</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>日吉村全域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>43</td> <td>691</td> <td>76</td> <td>6</td> <td>82</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			学校名	所在地	学級数	児童数	教職員数			通学区域	県費	町費	計	広見町	近永小学校	広見町大字奈良 3774 番地	11	277	21	1	22	近永、国遠（年則）、永野市、芝、中野川、奈良、北川、清延（三間川右岸区域）	好藤小学校	広見町大字内深田 805 番地の1	7	99	11	1	12	内深田、沢松、清延、国遠、成藤、東仲、西仲、吉波	愛治小学校	広見町大字清水 351 番地	6	69	10	1	11	清水、畔屋、生田、大宿、西野々	三島小学校	広見町大字延川 43 番地、44 番地	6	81	11	1	12	小松、久保、延川、川上、下大野、広見	泉小学校	広見町大字岩谷 233 番地の1～6	6	80	9	1	10	岩谷、上川、小倉、広見（轟）、小西野々、興野々、出目	日吉村	日吉小学校	日吉村大字下鍵山 807 番地	7	85	14	1	15	日吉村全域	合 計			43	691	76	6	82		新町移行後も当分の間は現行のとおりとする。 将来においては、地域の実情及び児童生徒数の変動に伴い、校区の変更又は統廃合についても十分に調査し検討する。
	学校名	所在地	学級数					児童数	教職員数			通学区域																																																														
県費				町費	計																																																																					
広見町	近永小学校	広見町大字奈良 3774 番地	11	277	21	1	22	近永、国遠（年則）、永野市、芝、中野川、奈良、北川、清延（三間川右岸区域）																																																																		
	好藤小学校	広見町大字内深田 805 番地の1	7	99	11	1	12	内深田、沢松、清延、国遠、成藤、東仲、西仲、吉波																																																																		
	愛治小学校	広見町大字清水 351 番地	6	69	10	1	11	清水、畔屋、生田、大宿、西野々																																																																		
	三島小学校	広見町大字延川 43 番地、44 番地	6	81	11	1	12	小松、久保、延川、川上、下大野、広見																																																																		
	泉小学校	広見町大字岩谷 233 番地の1～6	6	80	9	1	10	岩谷、上川、小倉、広見（轟）、小西野々、興野々、出目																																																																		
日吉村	日吉小学校	日吉村大字下鍵山 807 番地	7	85	14	1	15	日吉村全域																																																																		
合 計			43	691	76	6	82																																																																			
中学校 (平成14年5月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">学級数</th> <th rowspan="2">生徒数</th> <th colspan="3">教職員数</th> <th rowspan="2">通学区域</th> </tr> <tr> <th>県費</th> <th>町費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td>広見中学校</td> <td>広見町大字永野市 1200 番地</td> <td>10</td> <td>295</td> <td>24</td> <td>4</td> <td>28</td> <td>広見町全域</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>日吉中学校</td> <td>日吉村大字下鍵山番地 816 番地</td> <td>4</td> <td>65</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>日吉村全域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>14</td> <td>360</td> <td>36</td> <td>5</td> <td>41</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			学校名	所在地	学級数	生徒数	教職員数			通学区域	県費	町費	計	広見町	広見中学校	広見町大字永野市 1200 番地	10	295	24	4	28	広見町全域	日吉村	日吉中学校	日吉村大字下鍵山番地 816 番地	4	65	12	1	13	日吉村全域	合 計			14	360	36	5	41																																			
学校名	所在地	学級数					生徒数	教職員数			通学区域																																																															
			県費	町費	計																																																																					
広見町	広見中学校	広見町大字永野市 1200 番地	10	295	24	4	28	広見町全域																																																																		
日吉村	日吉中学校	日吉村大字下鍵山番地 816 番地	4	65	12	1	13	日吉村全域																																																																		
合 計			14	360	36	5	41																																																																			

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針												
	広 見 町	日 吉 村													
2) 通学補助	<p>名称等 広見町立小中学校過疎通学費補助金</p> <p>補助対象 スクールバス以外のバス通学者にあっては、住居から学校までの距離が、小学生にあっては3 km以上、中学生にあっては4 km以上の者。中学生にあっては住居から学校までの距離が3 km以上の者で自転車通学をする者。</p> <p>補助金の額等 (小学校) 通学定期券購入費 (中学校) 自転車購入費 (初年度に4万円)</p>	<p>名称等 日吉村立日吉中学校富母里地区生徒遠距離通学費補助金</p> <p>補助対象 富母里地区在住の中学生</p> <p>補助金の額等 全額を補助</p>	<p>補助対象通学距離については、過疎遠距離通学費補助の基準に合わせる。</p> <p>公共交通機関利用の通学定期券購入については、定期代の全額を補助する。</p> <p>中学生の自転車購入補助及び自転車通学生ヘルメット購入補助については、新町において新たに基準を設ける。</p>												
3) スクールバス運行	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>愛治地区生徒 三島地区生徒 泉地区生徒</td> <td>旧日向谷分校区児童 旧父野川小学校区児童 旧富母里小学校区児童</td> </tr> <tr> <td>対象児童生徒数 (H13年度)</td> <td>143人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>運行形態</td> <td>直営</td> <td>委託</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	対象者	愛治地区生徒 三島地区生徒 泉地区生徒	旧日向谷分校区児童 旧父野川小学校区児童 旧富母里小学校区児童	対象児童生徒数 (H13年度)	143人	15人	運行形態	直営	委託	<p>スクールバスの運行については、児童生徒の通学の便宜を図るため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
	広 見 町	日 吉 村													
対象者	愛治地区生徒 三島地区生徒 泉地区生徒	旧日向谷分校区児童 旧父野川小学校区児童 旧富母里小学校区児童													
対象児童生徒数 (H13年度)	143人	15人													
運行形態	直営	委託													
5) 学校給食	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>広見町立学校給食センター</td> <td>日吉村学校給食共同調理場</td> </tr> <tr> <td>システム</td> <td>ドライ方式</td> <td>ウェット方式</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td>平成9年</td> <td>平成元年</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	施設名	広見町立学校給食センター	日吉村学校給食共同調理場	システム	ドライ方式	ウェット方式	建築年	平成9年	平成元年	<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
	広 見 町	日 吉 村													
施設名	広見町立学校給食センター	日吉村学校給食共同調理場													
システム	ドライ方式	ウェット方式													
建築年	平成9年	平成元年													

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																																											
6) 学校開放	<p style="text-align: center;">広 見 町</p> <p>【広見町立小学校中学校の施設の開放に関する規則】 目的：社会体育の普及、幼児・児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で開放する。 施設：町内小中学校の校庭及び屋内運動場</p> <table border="1" data-bbox="534 415 1193 819"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開放の種類</th> <th rowspan="2">開放施設</th> <th rowspan="2">開放する日</th> <th colspan="2">開放時期</th> </tr> <tr> <th>5月～10月</th> <th>11月～翌年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スポーツ開放</td> <td rowspan="2">校庭</td> <td>日曜、祝日、長期休業日</td> <td>午前9時～午後5時</td> <td>午前9時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>(夜間照明) 毎日</td> <td colspan="2">午後6時～午後10時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内運動場</td> <td>日曜、祝日</td> <td colspan="2">午後1時～午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td colspan="2">午後6時～午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	開放の種類	開放施設	開放する日	開放時期		5月～10月	11月～翌年4月	スポーツ開放	校庭	日曜、祝日、長期休業日	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時	(夜間照明) 毎日	午後6時～午後10時まで		屋内運動場	日曜、祝日	午後1時～午後4時まで		平日	午後6時～午後10時まで		<p style="text-align: center;">日 吉 村</p> <p>【日吉村立学校施設の開放に関する規則】 趣旨：社会教育の普及のため、学校教育に支障のない範囲で開放する。 施設：日吉小中学校校庭、夜間施設照明</p> <table border="1" data-bbox="1356 415 2080 955"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">開放施設</th> <th rowspan="2">開放する日</th> <th colspan="2">開放時期</th> </tr> <tr> <th>5月～10月</th> <th>11月～翌年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>校庭</td> <td>日曜、祝日及び得に指定する土曜(学校教育に支障のない日)</td> <td colspan="2">午前9時～午後5時 (雨天及びグラウンド軟弱の場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間</td> <td>夜間照明</td> <td>年間(ただし、雨天及びグラウンド軟弱の場合を除く。)</td> <td colspan="2">日没から午後9時まで (ただし、7～8月は午後10時まで)</td> </tr> <tr> <td>校庭</td> <td></td> <td>午後6時～照明施設許可時間内</td> <td>午後5時30分～照明施設許可時間内</td> </tr> </tbody> </table>		開放施設	開放する日	開放時期		5月～10月	11月～翌年4月	昼間	校庭	日曜、祝日及び得に指定する土曜(学校教育に支障のない日)	午前9時～午後5時 (雨天及びグラウンド軟弱の場合を除く。)		夜間	夜間照明	年間(ただし、雨天及びグラウンド軟弱の場合を除く。)	日没から午後9時まで (ただし、7～8月は午後10時まで)		校庭		午後6時～照明施設許可時間内	午後5時30分～照明施設許可時間内	<p>合併までに、使用基準の統一を行う。</p>
開放の種類	開放施設				開放する日	開放時期																																								
		5月～10月	11月～翌年4月																																											
スポーツ開放	校庭	日曜、祝日、長期休業日	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時																																										
		(夜間照明) 毎日	午後6時～午後10時まで																																											
	屋内運動場	日曜、祝日	午後1時～午後4時まで																																											
		平日	午後6時～午後10時まで																																											
	開放施設	開放する日	開放時期																																											
			5月～10月	11月～翌年4月																																										
昼間	校庭	日曜、祝日及び得に指定する土曜(学校教育に支障のない日)	午前9時～午後5時 (雨天及びグラウンド軟弱の場合を除く。)																																											
夜間	夜間照明	年間(ただし、雨天及びグラウンド軟弱の場合を除く。)	日没から午後9時まで (ただし、7～8月は午後10時まで)																																											
	校庭		午後6時～照明施設許可時間内	午後5時30分～照明施設許可時間内																																										
7) 奨学資金	<p style="text-align: center;">広 見 町</p> <p>【広見町育英奨学規程】</p> <p>1. 資格 広見町育英会が学資を貸与する学生は、保護者又は保護者であった者が本町に住所をもち、高等学校以上の学校、又は高度の職業教育を受けるため入学を希望し、身体強健、学業優秀、性格行動共に健全で学資の支弁が困難と認められるもの。</p> <p>2. 奨学金の額 高等学校 月額 13,000 円 短期大学 月額 25,000 円 大学 月額 35,000 円 看護婦養成学校及び保健婦養成学校 (高等学校卒業者が入学する学校) 月額 13,000 円</p> <p>3. 利息 なし</p> <p>4. 貸与の期間 それぞれの学校の正規の修学期間</p> <p>5. 奨学生の決定 育英会理事会において選考のうえ決定し、学校長を経て本人に通知。</p> <p>6. 奨学金の返還 奨学金は、就職した翌日から10年以内で教育委員会が別に定める期間内に貸与金額を返還期間の総月数で除した金額を毎月返還しなければならない。ただし、全額または一部を前納すること及び毎年度分を当該年度の12月末までに一括払いすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">日 吉 村</p> <p>【日吉村育英奨学条例】</p> <p>1. 資格 この条例は、本村に住所を有する優秀な学徒で経済的な理由により修学が困難な者に対して学資を貸与し、高等学校以上の進学又は高度の職業教育を受けさせ有能な人材を育成することを目的とする。</p> <p>2. 奨学金の額 (1) 高等学校 月額 20,000 円 (2) 大 学 月額 30,000 円 (4年課程の教育学部については、50,000 円以内) (3) 各種学校並びに国内研修 選考委員会において定める額 (4) 特別奨学生月額 医師 60,000 円、保健婦 35,000 円</p> <p>3. 利息 なし</p> <p>4. 貸与期間 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用したときからその者の在学する学校等の最短終業年限の終期までとする。</p> <p>5. 決定 奨学生の採用は、原則として毎年1月から2月の間に別に定める選考委員会において、予算の範囲内で決定する。</p> <p>6. 奨学金の返還 奨学生が第15条の各号の1に該当するときは、貸付の終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後、高等学校にあっては6か年以内、大学にあっては8か年以内、高等学校、大学を通じた者にあっては10か年以内、各種学校その他にあっては選考委員会で定めた期間内、年賦又は半年賦若しくは月賦の方法で奨学金の返還をしなければならない。</p>	<p>育英奨学資金については、行政の持ち出し及び、住民の寄付金により成り立っており、長引く景気の低迷から、学資の支弁に困難なものを対象に、地域を担う人材育成の目的に基づき、新町において、新たに制度を設け平成17年度就学者から適用する。 ただし、合併までに決定された育英奨学資金については、なお旧町村の例により、新町に引き継ぐ。</p>																																											

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（社会教育業務）の取扱い	関係項目	38 社会教育業務																																		
事務・事業・制度名等		担当部会名等	文教部会																																		
基本調整方針	<p>1 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2 公民館については、新町において中央公民館を設置する。現在の広見町中央公民館は廃止し、それ以外の公民館を地区館とし、分館については現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>3 各種講座については、公民館を中心に開催されており、各公民館の主体性により実施する。</p> <p>4 人権教育については、新町の教育委員会において教育方針を策定しそれに基づき実施する。</p> <p>5 成人式については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。</p>	<p>担当分科会名 社会教育分科会</p> <p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>																																			
項目	現 況		具体的調整方針																																		
1)社会教育施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">広 見 町</th> <th colspan="2">日 吉 村</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>名 称 等</th> <th>箇所</th> <th>名 称 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 民 館</td> <td>6</td> <td>広見町中央公民館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館</td> <td>1</td> <td>日吉村公民館</td> </tr> <tr> <td>美術・博物館 (資料館含む)</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>大野作太郎地質館 武左衛門一揆記念館 民俗資料館</td> </tr> <tr> <td>図 書 館</td> <td></td> <td>町民会館に 図書室を設置</td> <td></td> <td>住民センターに 図書室を設置</td> </tr> <tr> <td>町村民会館</td> <td>1</td> <td>広見町民会館</td> <td>1</td> <td>日吉村住民センター</td> </tr> <tr> <td>その他の 社会教育施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町		日 吉 村		箇所	名 称 等	箇所	名 称 等	公 民 館	6	広見町中央公民館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館	1	日吉村公民館	美術・博物館 (資料館含む)			3	大野作太郎地質館 武左衛門一揆記念館 民俗資料館	図 書 館		町民会館に 図書室を設置		住民センターに 図書室を設置	町村民会館	1	広見町民会館	1	日吉村住民センター	その他の 社会教育施設					<p>現在の公民館をはじめとする社会教育施設は、住民の生涯学習の場として従来どおり活用する。</p>
	広 見 町			日 吉 村																																	
	箇所	名 称 等	箇所	名 称 等																																	
公 民 館	6	広見町中央公民館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館	1	日吉村公民館																																	
美術・博物館 (資料館含む)			3	大野作太郎地質館 武左衛門一揆記念館 民俗資料館																																	
図 書 館		町民会館に 図書室を設置		住民センターに 図書室を設置																																	
町村民会館	1	広見町民会館	1	日吉村住民センター																																	
その他の 社会教育施設																																					
2)公民館	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 民 館</td> <td>広見町中央公民館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館</td> <td>日吉村公民館</td> </tr> <tr> <td>公民館 運営審議会</td> <td>広見町中央公民館運営審議会 その他の公民館運営審議会</td> <td>日吉村公民館運営審議会</td> </tr> <tr> <td>分 館</td> <td></td> <td>父野川下分館、父野川上分館、上大野分館 下鍵山分館、上鍵山分館、日向谷分館</td> </tr> </tbody> </table>			広 見 町	日 吉 村	公 民 館	広見町中央公民館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館	日吉村公民館	公民館 運営審議会	広見町中央公民館運営審議会 その他の公民館運営審議会	日吉村公民館運営審議会	分 館		父野川下分館、父野川上分館、上大野分館 下鍵山分館、上鍵山分館、日向谷分館	<p>合併後、新町中央公民館を設置し、旧町村の中央公民館を除く公民館を地区館とする。</p> <p>公民館等における活動については、それぞれに内容は異なるが、地域に密着した活動であることから、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、地域の実情を踏まえながら随時調整をする。</p> <p>公民館運営審議会については、それぞれの公民館に設置する。</p> <p>分館については、地域コミュニティーの核となる団体であり、長年に渡る活動は住民自治の基本となっていることから、現状のまま新町に引き継ぐ。</p>																						
	広 見 町	日 吉 村																																			
公 民 館	広見町中央公民館 近永公民館 好藤公民館 愛治公民館 三島公民館 泉公民館	日吉村公民館																																			
公民館 運営審議会	広見町中央公民館運営審議会 その他の公民館運営審議会	日吉村公民館運営審議会																																			
分 館		父野川下分館、父野川上分館、上大野分館 下鍵山分館、上鍵山分館、日向谷分館																																			

項 目	現 況				具体的調整方針																																		
3)各種講座	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="528 193 1190 254">広 見 町</th> <th colspan="2" data-bbox="1190 193 1852 254">日 吉 村</th> </tr> <tr> <th data-bbox="528 254 664 302">公民館名</th> <th data-bbox="664 254 1190 302">講座名</th> <th data-bbox="1190 254 1347 302">公民館名</th> <th data-bbox="1347 254 1852 302">講座名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 302 664 428">近 永</td> <td data-bbox="664 302 1190 428">女性大学、高齢者学級、人権講座 レディース・カルチャー・スクール 家庭教育講座</td> <td data-bbox="1190 302 1347 716" rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">日 吉</td> <td data-bbox="1347 302 1852 716" rowspan="5">男の料理教室 わんぱくスクール 女性のつどい</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 428 664 520">愛 治</td> <td data-bbox="664 428 1190 520">陶芸教室、男の料理教室、菊づくり教室 インターネット・パソコン教室、盆栽づくり教室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 520 664 575">三 島</td> <td data-bbox="664 520 1190 575">パソコン講習、盆栽教室、料理教室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 575 664 667">泉</td> <td data-bbox="664 575 1190 667">牛鬼面づくり教室、男の料理教室 剪定教室、高齢者学級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 667 664 716">好 藤</td> <td data-bbox="664 667 1190 716">青年学級、パソコン講習、人権講座</td> </tr> </tbody> </table>				広 見 町		日 吉 村		公民館名	講座名	公民館名	講座名	近 永	女性大学、高齢者学級、人権講座 レディース・カルチャー・スクール 家庭教育講座	日 吉	男の料理教室 わんぱくスクール 女性のつどい	愛 治	陶芸教室、男の料理教室、菊づくり教室 インターネット・パソコン教室、盆栽づくり教室	三 島	パソコン講習、盆栽教室、料理教室	泉	牛鬼面づくり教室、男の料理教室 剪定教室、高齢者学級	好 藤	青年学級、パソコン講習、人権講座	<p>各種講座については、公民館が主体となって実施しており、合併後も各公民館の主体性による講座を開設するが、講座の内容及び日程、講師、指導者について、合併までに協議し調整をする。</p>														
広 見 町		日 吉 村																																					
公民館名	講座名	公民館名	講座名																																				
近 永	女性大学、高齢者学級、人権講座 レディース・カルチャー・スクール 家庭教育講座	日 吉	男の料理教室 わんぱくスクール 女性のつどい																																				
愛 治	陶芸教室、男の料理教室、菊づくり教室 インターネット・パソコン教室、盆栽づくり教室																																						
三 島	パソコン講習、盆栽教室、料理教室																																						
泉	牛鬼面づくり教室、男の料理教室 剪定教室、高齢者学級																																						
好 藤	青年学級、パソコン講習、人権講座																																						
4)人権教育	<p>人権教育に関する活動内容は2町村それぞれに異なる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 831 825 869">項 目</th> <th data-bbox="825 831 1308 869">広 見</th> <th data-bbox="1308 831 1792 869">日 吉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 869 825 907">協議会名称</td> <td data-bbox="825 869 1308 907">広見町人権教育協議会</td> <td data-bbox="1308 869 1792 907">日吉村人権教育協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 907 825 945">委員数</td> <td data-bbox="825 907 1308 945">32人</td> <td data-bbox="1308 907 1792 945">40人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 945 596 1205" rowspan="5">役員</td> <td data-bbox="596 945 825 982">会 長</td> <td data-bbox="825 945 1308 982">広見町長</td> <td data-bbox="1308 945 1792 982">日吉村長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 982 825 1020">副 会 長</td> <td data-bbox="825 982 1308 1020">教育長</td> <td data-bbox="1308 982 1792 1020">人対協副会長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1020 825 1058">副 支 部 長</td> <td data-bbox="825 1020 1308 1058">女性団体連絡協議会長</td> <td data-bbox="1308 1020 1792 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1058 825 1096">事 務 局</td> <td data-bbox="825 1058 1308 1096">教育委員会事務局</td> <td data-bbox="1308 1058 1792 1096">教育委員会事務局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1096 825 1134">員 監 事</td> <td data-bbox="825 1096 1308 1134"></td> <td data-bbox="1308 1096 1792 1134"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1205 825 1243">年間予算</td> <td data-bbox="825 1205 1308 1243">1,530,000円</td> <td data-bbox="1308 1205 1792 1243">700,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1243 825 1281">町補助金</td> <td data-bbox="825 1243 1308 1281">1,530,000円</td> <td data-bbox="1308 1243 1792 1281">700,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1281 825 1499">主な活動内容</td> <td data-bbox="825 1281 1308 1499"> <ul style="list-style-type: none"> ・人権フェスティバル参加 ・校区別人権教育懇談会 ・子どもたちの人権コンサート ・人権を考える集い ・人権啓発パンフレット作成 </td> <td data-bbox="1308 1281 1792 1499"> <ul style="list-style-type: none"> ・校区別人権・同和教育懇談会 ・人権教育市町村事業 ・人権・同和教育講演会 ・PTA人権・同和問題学習会 ・人権作品集発行 ・各種研修会研究会参加 </td> </tr> </tbody> </table>				項 目	広 見	日 吉	協議会名称	広見町人権教育協議会	日吉村人権教育協議会	委員数	32人	40人	役員	会 長	広見町長	日吉村長	副 会 長	教育長	人対協副会長	副 支 部 長	女性団体連絡協議会長		事 務 局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	員 監 事			年間予算	1,530,000円	700,000円	町補助金	1,530,000円	700,000円	主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権フェスティバル参加 ・校区別人権教育懇談会 ・子どもたちの人権コンサート ・人権を考える集い ・人権啓発パンフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区別人権・同和教育懇談会 ・人権教育市町村事業 ・人権・同和教育講演会 ・PTA人権・同和問題学習会 ・人権作品集発行 ・各種研修会研究会参加 	<p>人権教育については、日本国憲法により、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されており、また、自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないと規定されている。</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律において、「国民が、その発達段階に応じ、その人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として位置づけられており、「地方公共団体においては地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とある。合併後は新町教育委員会において、国が定めた「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育に係る教育方針を策定し、実施する。</p> <p>教育協議会については、現在の協議会は解散し、新町教育委員会の教育方針に基づき、新たに設置する。</p>
項 目	広 見	日 吉																																					
協議会名称	広見町人権教育協議会	日吉村人権教育協議会																																					
委員数	32人	40人																																					
役員	会 長	広見町長	日吉村長																																				
	副 会 長	教育長	人対協副会長																																				
	副 支 部 長	女性団体連絡協議会長																																					
	事 務 局	教育委員会事務局	教育委員会事務局																																				
	員 監 事																																						
年間予算	1,530,000円	700,000円																																					
町補助金	1,530,000円	700,000円																																					
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権フェスティバル参加 ・校区別人権教育懇談会 ・子どもたちの人権コンサート ・人権を考える集い ・人権啓発パンフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区別人権・同和教育懇談会 ・人権教育市町村事業 ・人権・同和教育講演会 ・PTA人権・同和問題学習会 ・人権作品集発行 ・各種研修会研究会参加 																																					
5)成人式	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1545 753 1604">項 目</th> <th data-bbox="753 1545 1175 1604">広 見 町</th> <th data-bbox="1175 1545 1596 1604">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1604 753 1663">開 催 日</td> <td data-bbox="753 1604 1175 1663">1月3日</td> <td data-bbox="1175 1604 1596 1663">8月14日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1663 753 1722">該当者範囲</td> <td data-bbox="753 1663 1175 1722">当該年度で20歳</td> <td data-bbox="1175 1663 1596 1722">当該年度で20歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1722 753 1780">記念行事</td> <td data-bbox="753 1722 1175 1780">特に無し</td> <td data-bbox="1175 1722 1596 1780">特に無し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1780 753 1839">記念品</td> <td data-bbox="753 1780 1175 1839">有り</td> <td data-bbox="1175 1780 1596 1839">有り</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	広 見 町	日 吉 村	開 催 日	1月3日	8月14日	該当者範囲	当該年度で20歳	当該年度で20歳	記念行事	特に無し	特に無し	記念品	有り	有り	<p>成人式については、今までの慣習が根強いことから新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。</p>																			
項 目	広 見 町	日 吉 村																																					
開 催 日	1月3日	8月14日																																					
該当者範囲	当該年度で20歳	当該年度で20歳																																					
記念行事	特に無し	特に無し																																					
記念品	有り	有り																																					

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（社会体育業務）の取扱い	関係項目	39 社会体育業務																								
事務・事業・制度名等		担当部会名等	文教部会																								
基本調整方針	1 町村民運動会（体育祭）については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとし、随時調整する。 2 スポーツ大会（行事）については、現在行われているもののうち、継続、廃止の問題を含めて、新町に移行後、速やかに調整する。	調整方針確認日																									
		平成 年 月 日																									
項目	現	況	具体的調整方針																								
町村民運動会(体育祭)	<table border="1"> <tr> <td>広見町</td> <td>公民館行事として開催。（9月～10月頃） 小学校運動会とあわせて実施するなど、各公民館ごとに内容は様々である。</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>公民館行事として体育の日に開催</td> </tr> </table>	広見町	公民館行事として開催。（9月～10月頃） 小学校運動会とあわせて実施するなど、各公民館ごとに内容は様々である。	日吉村	公民館行事として体育の日に開催		2町村の運動会の開催については、主催団体及び開催方法が異なっており、合併後全町による運動会の開催は難しいため、当分の間は現在行われている範囲にとどめ、各公民館単位で実施の方向とし調整する。																				
広見町	公民館行事として開催。（9月～10月頃） 小学校運動会とあわせて実施するなど、各公民館ごとに内容は様々である。																										
日吉村	公民館行事として体育の日に開催																										
スポーツ大会（行事）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">広見町</th> <th colspan="2">日吉村</th> </tr> <tr> <th>開催月</th> <th>大会（行事）名</th> <th>開催月</th> <th>大会（行事）名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>広見スポーツレクリエーション大会（夏季大会）</td> <td>年間</td> <td>トランポリン教室</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>広見町長杯四国西南地区ゲートボール大会</td> <td>7月</td> <td>グッドモーニングウォーキング</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>広見町駅伝競走大会</td> <td>10月</td> <td>スポレク日吉 日吉村長杯クロッケー大会</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>広見スポーツレクリエーション大会</td> <td>11月</td> <td>予土県境駅伝競走大会</td> </tr> </tbody> </table>	広見町		日吉村		開催月	大会（行事）名	開催月	大会（行事）名	9月	広見スポーツレクリエーション大会（夏季大会）	年間	トランポリン教室	11月	広見町長杯四国西南地区ゲートボール大会	7月	グッドモーニングウォーキング	1月	広見町駅伝競走大会	10月	スポレク日吉 日吉村長杯クロッケー大会	3月	広見スポーツレクリエーション大会	11月	予土県境駅伝競走大会		2町村主催のスポーツ大会（行事）については、それぞれ歴史と伝統のあるものもあり、新町移行後も現行のまま引き継ぐものもあるが、それぞれの内容を把握し、継続するか、廃止するかについて、十分な検討を行い、新町移行後のスポーツ行事として調整する。
広見町		日吉村																									
開催月	大会（行事）名	開催月	大会（行事）名																								
9月	広見スポーツレクリエーション大会（夏季大会）	年間	トランポリン教室																								
11月	広見町長杯四国西南地区ゲートボール大会	7月	グッドモーニングウォーキング																								
1月	広見町駅伝競走大会	10月	スポレク日吉 日吉村長杯クロッケー大会																								
3月	広見スポーツレクリエーション大会	11月	予土県境駅伝競走大会																								

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（文化芸術業務）の取扱い	関係項目	40 文化芸術業務																						
事務・事業・制度名等		担当部会名等	文教部会																						
基本調整方針	1 文化祭（展示、芸能発表）及びその他の文化行事については、開催方法の検討が必要であるため、新町に移行後、速やかに調整する。		調整方針確認日 平成 年 月 日																						
	2 国・県指定文化財調査及び整備事業については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。																								
	3 町村指定の文化財については、新町において新たな制度を設けることとする。																								
項目	現 況		基本的調整方針																						
町村文化行事	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>文化行事（事業）名</th> <th>開催月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広見町</td> <td>芸術講演会</td> <td>不定</td> <td>講演会、音楽祭を隔年で実施</td> </tr> <tr> <td>芸能まつり</td> <td>11月</td> <td>芸能活動の発表</td> </tr> <tr> <td>でちこんか</td> <td>10月</td> <td>産業まつり、健康まつり、愛護班まつり、日曜日、広見町美術展を合わせたイベント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日吉村</td> <td>日吉村文化祭・芸能発表会</td> <td>11月</td> <td>美術作品の展示、芸能発表</td> </tr> <tr> <td>絵画教室</td> <td>毎月</td> <td>絵画教室</td> </tr> </tbody> </table>				文化行事（事業）名	開催月	内 容	広見町	芸術講演会	不定	講演会、音楽祭を隔年で実施	芸能まつり	11月	芸能活動の発表	でちこんか	10月	産業まつり、健康まつり、愛護班まつり、日曜日、広見町美術展を合わせたイベント	日吉村	日吉村文化祭・芸能発表会	11月	美術作品の展示、芸能発表	絵画教室	毎月	絵画教室	<p>芸能発表会及び文化祭等については、主催団体が町村や文化協会とまちまちであり、合併後は、規模・範囲・開催方法について関係団体と十分に協議を行い実施していく。</p> <p>それぞれの特色ある文化行事については、継続することが望ましいため、合併後の開催については、各団体と十分に協議を行い、調整を行う。</p>
		文化行事（事業）名	開催月	内 容																					
	広見町	芸術講演会	不定	講演会、音楽祭を隔年で実施																					
		芸能まつり	11月	芸能活動の発表																					
		でちこんか	10月	産業まつり、健康まつり、愛護班まつり、日曜日、広見町美術展を合わせたイベント																					
	日吉村	日吉村文化祭・芸能発表会	11月	美術作品の展示、芸能発表																					
絵画教室		毎月	絵画教室																						
国・県指定文化財	<p>●調査、整備中の文化財 「旧等妙寺跡」・・・広見町（平成16年度国指定申請予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国指定文化財</td> <td>善光寺 薬師堂及び厨子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊予神楽</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県指定文化財</td> <td>清水の五つ鹿踊り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鬼北文楽（人形頭・衣装道具一式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エドヒガン及びイトザクラ群</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩谷遺跡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				広 見 町	日 吉 村	国指定文化財	善光寺 薬師堂及び厨子		伊予神楽		県指定文化財	清水の五つ鹿踊り		鬼北文楽（人形頭・衣装道具一式）		エドヒガン及びイトザクラ群		岩谷遺跡		<p>国・県指定文化財については、現に保存活動及び、現地調査活動が行われており、後世に残す文化財として、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>				
		広 見 町	日 吉 村																						
	国指定文化財	善光寺 薬師堂及び厨子																							
		伊予神楽																							
	県指定文化財	清水の五つ鹿踊り																							
		鬼北文楽（人形頭・衣装道具一式）																							
		エドヒガン及びイトザクラ群																							
岩谷遺跡																									
町村指定文化財	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>39件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table>				広 見 町	日 吉 村	件 数	39件	7件	<p>町村指定文化財については、原則として新町に引き継ぐ。なお、町村ごとの指定基準が異なっているため、新町移行後、新たに指定するための制度を設ける。</p>															
		広 見 町	日 吉 村																						
件 数	39件	7件																							